

○新潟大学学則

(平成 16 年 4 月 1 日学則第 1 号)

改正	平成 16 年 9 月 24 日学則第 2 号	平成 17 年 3 月 15 日学則第 1 号	平成 17 年 5 月 27 日学則第 2 号
	平成 17 年 11 月 25 日学則第 3 号	平成 18 年 3 月 31 日学則第 1 号	平成 18 年 10 月 27 日学則第 2 号
	平成 19 年 3 月 30 日学則第 1 号	平成 19 年 12 月 26 日学則第 2 号	平成 20 年 4 月 1 日学則第 1 号
	平成 21 年 3 月 31 日学則第 1 号	平成 21 年 9 月 30 日学則第 2 号	平成 22 年 3 月 31 日学則第 1 号
	平成 22 年 9 月 30 日学則第 2 号	平成 23 年 3 月 30 日学則第 1 号	平成 23 年 12 月 28 日学則第 2 号
	平成 24 年 3 月 30 日学則第 1 号	平成 25 年 3 月 29 日学則第 1 号	平成 26 年 3 月 31 日学則第 1 号
	平成 27 年 3 月 31 日学則第 1 号	平成 28 年 3 月 9 日学則第 1 号	平成 29 年 1 月 5 日学則第 1 号
	平成 29 年 3 月 14 日学則第 2 号	平成 29 年 9 月 26 日学則第 3 号	平成 30 年 3 月 27 日学則第 1 号
	平成 30 年 9 月 27 日学則第 2 号	平成 31 年 3 月 19 日学則第 1 号	令和元年 9 月 30 日学則第 2 号
	令和元年 12 月 24 日学則第 3 号	令和 2 年 3 月 24 日学則第 1 号	令和 2 年 12 月 24 日学則第 2 号
	令和 3 年 3 月 22 日学則第 1 号	令和 4 年 3 月 28 日学則第 1 号	令和 4 年 9 月 13 日学則第 2 号
	令和 5 年 3 月 17 日学則第 1 号	令和 6 年 3 月 21 日学則第 1 号	令和 6 年 9 月 25 日学則第 2 号
	令和 7 年 3 月 24 日学則第 1 号		

目次

第 1 章 総則

- 第 1 節 本学の目的(第 1 条)
- 第 2 節 点検及び評価並びに教育研究等の状況の公表(第 2 条・第 3 条)
- 第 3 節 本学の組織(第 4 条―第 18 条)
- 第 4 節 職員、組織の長及び学長等の職務(第 19 条―第 33 条)
- 第 5 節 教育研究評議会及び教授会(第 34 条・第 35 条)
- 第 6 節 学年、学期及び休業日(第 36 条―第 38 条)

第 2 章 学部通則

- 第 1 節 修業年限及び在学年限(第 39 条・第 40 条)
- 第 2 節 入学資格、入学時期及び入学者の選抜等(第 41 条―第 43 条の 2)
- 第 3 節 教育課程の編成、教育内容等の改善のための組織的研修、開設計画、履修の方法、単位の計算方法、単位の授与、学修成果の評価、履修科目の登録の上限、授業期間、他大学の授業科目の履修等(第 44 条―第 59 条)
- 第 4 節 卒業及び学位の授与(第 60 条・第 61 条)
- 第 5 節 編入学、再入学、転部、転入学、休学、復学、転学、留学、退学、除籍及び復籍(第 62 条―第 71 条)
- 第 6 節 表彰及び懲戒(第 72 条・第 73 条)

第7節 検定料，入学料及び授業料(第74条―第79条)

第3章 補則

第1節 科目等履修生，研究生，特別聴講学生及び外国人留学生(第80条―第84条)

第2節 全学講義，公開講座及び市民開放授業(第85条―第86条の2)

第3節 養護教諭特別別科(第87条)

第4節 寄宿舍(第88条―第90条)

第5節 特別の課程(第91条)

第6節 規則等への委任(第92条)

附則

第1章 総則

第1節 本学の目的

(本学の目的)

第1条 新潟大学(以下「本学」という。)は，教育基本法(平成18年法律第120号)及び学校教育法(昭和22年法律第26号)の精神にのっとり，有為な人材を育成して，人類の福祉と文化の向上とに貢献することを目的とする。

第2節 点検及び評価並びに教育研究等の状況の公表

(点検及び評価)

第2条 本学は，その教育研究水準の向上を図り，本学の目的及び社会的使命を達成するため，本学の教育又は研究，組織及び運営並びに施設及び設備(第3項及び次条において「教育研究等」という。)の状況について自ら点検及び評価を行い，その結果を公表するものとする。

2 前項の点検及び評価の結果については，本学の職員以外の者による検証を行うものとする。

3 前2項の措置に加え，本学の教育研究等の総合的な状況について，学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第40条に規定する期間ごとに，文部科学大臣の認証を受けた者による評価を受けるものとする。

(教育研究等の状況の公表)

第3条 本学は，本学の教育研究等の状況について，刊行物への掲載その他広く周知を図ることができる方法によって公表するものとする。

第3節 本学の組織

(学部)

第4条 本学に，次に掲げる学部を置く。

人文学部

教育学部
 法学部
 経済科学部
 理学部
 医学部
 歯学部
 工学部
 農学部
 創生学部

- 2 前項の学部置く学科又は課程並びにそれらの収容定員及び入学定員は、次の表に掲げるとおりとする。

学部	学科又は課程	収容定員	入学定員	第2年次編入学定員	第3年次編入学定員
人文学部	人文学科	人 852	人 210	人	人 6
教育学部	学校教員養成課程	720	180		
法学部	法学科	690	170		5
経済科学部	総合経済学科	1,420	350		10
理学部	理学科	820	200		10
医学部	医学科	600	100		
	保健学科	680	160		20
	計	1,280	260		20
歯学部	歯学科	265	40	5	
	口腔生命福祉学科	92	20		6
	計	357	60	5	6
工学部	工学科	2,180	535		20
農学部	農学科	720	175		10
創生学部	創生学修課程	280	70		
合計		9,319	2,210	5	87

- 3 各学部は、学部、学科又は課程ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を定め、公表するものとする。

第5条 削除

(附属病院)

- 第6条 医学部及び歯学部、附属する共用の教育研究施設として、医歯学総合病院を置く。

(学部附属の教育研究施設)

第7条 工学部及び農学部、学部附属の教育研究施設として、それぞれ次に掲げる施設を置く。

工学部 工学力教育センター

農学部 フィールド科学教育研究センター

(附属学校園)

第8条 本学に、附属学校園として、次に掲げる附属学校を置く。

附属幼稚園

附属新潟小学校

附属長岡小学校

附属新潟中学校

附属長岡中学校

附属特別支援学校

2 附属学校に関し必要な事項は、附属学校部長が別に定める。

(大学院)

第9条 本学に、大学院を置く。

2 大学院に関する事項については、新潟大学大学院学則で定める。

(教育研究院)

第10条 本学に、学部及び研究科における教育活動の高度化と研究活動の飛躍的な発展を図るため、教育研究院を置く。

2 教育研究院は、学部教育及び大学院教育を主として担当する本学の専任の教員をもって組織する。

3 教育研究院に、次に掲げる学系を置く。

(1) 人文社会科学系

(2) 自然科学系

(3) 医歯学系

4 前項の学系に、それぞれ複数の系列を置く。

(附置研究所)

第11条 本学に、大学附置の研究所として脳研究所及び災害・復興科学研究所を置く。

2 脳研究所に、研究所附属の研究施設として、統合脳機能研究センター及び生命科学リソース研究センターを置く。

(全学共同教育研究組織)

第 11 条の 2 本学に、全学共同教育研究組織として、アジア連携研究センター、佐渡自然共生科学センター、日本酒学センター及びビッグデータアクティベーション研究センターを置く。

2 佐渡自然共生科学センターに、次に掲げる施設を置く。

- (1) 演習林
 - (2) 朱鷺・自然再生学研究施設
 - (3) 臨海実験所
- (機構)

第 12 条 本学に、教育基盤機構、大学院教育支援機構、研究統括機構、社会連携推進機構、DX 推進機構、学術資料運営機構及びグローバル推進機構を置く。

2 教育基盤機構に、次項に掲げる部門と協働して、統合型社会創生教育を推進し、未来人材育成を実現する組織として、未来教育推進コアを置く。

3 教育基盤機構に、次に掲げる部門を置く。

- (1) 教学マネジメント部門
- (2) アドミッション部門
- (3) キャンパスライフ支援部門

4 教育基盤機構に、組織として、全学教職センターを置く。

5 大学院教育支援機構に、次に掲げる部門及び室を置く。

- (1) 大学院改革推進部門
- (2) PhD リクルート室

6 研究統括機構に、次に掲げる部門を置く。

- (1) 研究マネジメント部門
- (2) 研究支援部門
- (3) 研究倫理・リスク管理部門

7 研究統括機構に、次に掲げる組織を置く。

- (1) 共用設備基盤センター
- (2) 超域学術院
- (3) ELSI センター

8 社会連携推進機構に、次に掲げる部門を置く。

- (1) 地域協働部門
- (2) 地域人材育成部門
- (3) 産学イノベーション推進部門

9 社会連携推進機構に、次に掲げる組織を置く。

- (1) ベンチャリング・センター
- (2) 産業安全文化協創センター

10 DX 推進機構に、次に掲げる部門を置く。

(1) サイバーセキュリティ部門

(2) デジタル教育支援基盤部門

11 DX 推進機構に、組織として、情報基盤センターを置く。

12 学術資料運営機構に、次に掲げる組織を置く。

(1) 附属図書館

(2) 旭町学術資料展示館

13 グローバル推進機構に、次に掲げる部門を置く。

(1) 多文化共生推進部門

(2) 地域グローバル推進部門

(3) 国際交流推進部門

14 グローバル推進機構に、組織として、国際交流センターを置く。

(本部)

第 13 条 本学に、経営戦略本部、危機管理本部、保健管理・環境安全本部及び未来ビジョン実現本部を置く。

2 経営戦略本部に、次に掲げる室を置く。

(1) 学長室

(2) 広報室

(3) UA 室

3 経営戦略本部に、次に掲げる組織を置く。

(1) 評価センター

(2) ダイバーシティ推進センター

4 危機管理本部に、組織として、危機管理センターを置く。

5 保健管理・環境安全本部に、次に掲げる組織を置く。

(1) 保健管理センター

(2) 環境安全推進センター

(附属学校部)

第 14 条 本学に、附属学校部を置く。

第 15 条及び第 16 条 削除

(事務局)

第 17 条 本学に、事務局を置く。

(組織等の設置)

第 18 条 本学に、第 4 条から前条までに定める組織等のほか、学長が定めるところにより、その他の組織を置くことができる。

第 4 節 職員、組織の長及び学長等の職務

(職員)

第 19 条 本学に、次に掲げる職員を置く。

学長

副学長

教授

准教授

講師

助教

助手

園長

校長

教頭

主幹教諭

指導教諭

教諭

養護教諭

栄養教諭

事務職員

技術職員

教務職員

その他必要な職員

(学部長)

第 20 条 学部、それぞれ学部長を置く。

(附属病院の長)

第 21 条 医歯学総合病院に、病院長を置く。

(学部附属の教育研究施設の長)

第 22 条 学部附属の教育研究施設に、それぞれ長を置く。

(附属学校の長)

第 23 条 附属学校に、それぞれ長を置く。

(学系長等)

第 24 条 教育研究院の学系に、それぞれ学系長を置く。

2 学系の系列に、それぞれ系列長を置く。

(附置研究所長等)

第 25 条 附置研究所に、それぞれ所長を置く。

2 脳研究所附属の研究施設に、それぞれ長を置く。

(全学共同教育研究組織の長)

第 25 条の 2 全学共同教育研究組織に、それぞれ長を置く。

(機構長等)

第 26 条 機構に、それぞれ機構長を置く。

2 第 12 条第 2 項から第 14 項までの規定により置くこととされるコア並びに部門及び室並びに組織に、それぞれ長を置く。

(本部長等)

第 27 条 本部に、それぞれ本部長を置く。

2 第 13 条第 2 項から第 5 項までの規定により置くこととされる室及び組織に、それぞれ長を置く。

(附属学校部長)

第 28 条 附属学校部に、部長を置く。

第 29 条及び第 30 条 削除

(組織の長の任命等)

第 31 条 第 20 条から第 28 条までに規定する組織の長の選考、任命、任期等に関し必要な事項は、新潟大学組織の長等に関する規則(以下「組織の長等に関する規則」という。)で定める。

(組織の長を補佐する者)

第 32 条 第 20 条から第 28 条までに規定する組織の長の職務を補佐するために置く副学部長その他の職は、組織の長等に関する規則において定める。

(学長、副学長及び学部長等の職務)

第 33 条 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。

2 副学長は、学長の職務を助け、命を受けて校務をつかさどる。

3 第 20 条から第 28 条までに規定する組織の長は、それぞれその組織に関する校務をつかさどる。

第 5 節 教育研究評議会及び教授会

(教育研究評議会)

第 34 条 本学の教育研究に関する重要事項の審議は、教育研究評議会において行う。

(教授会)

第 35 条 学部及び附置研究所に、それぞれ教授会を置く。

第 6 節 学年、学期及び休業日

(学年)

第 36 条 本学の学年は、4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(学期)

第 37 条 前条の学年を、次の 2 学期に分ける。

第 1 学期 4 月 1 日から 9 月 30 日まで

第2学期 10月1日から翌年3月31日まで

2 前項に規定する各学期は、前半及び後半に分けることができる。

(休業日)

第38条 本学の休業日は、次に掲げるとおりとする。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(3) 夏期休業(8月11日から9月30日まで)

(4) 冬期休業(12月27日から翌年1月6日まで)

(5) 春期休業(3月11日から3月31日まで)

2 必要がある場合は、各学部は、学長の承認を得て、休業日を変更することができる。

3 第1項に定めるもののほか、各学部は、学長の承認を得て、臨時の休業日を定めることができる。

4 学長が必要と認める場合は、休業日に授業を行うことができる。

第2章 学部通則

第1節 修業年限及び在学年限

(修業年限)

第39条 本学の学部の修業年限は、次に掲げるとおりとする。

(1) 人文学部、教育学部、法学部、経済科学部、理学部、医学部(保健学科に限る。)、歯学部(口腔生命福祉学科に限る。)、工学部、農学部及び創生学部においては、4年とする。

(2) 医学部(医学科に限る。)及び歯学部(歯学科に限る。)においては、6年とする。

2 本学において科目等履修生として一定の単位を修得した者が、本学に入学する場合において、当該単位の修得により当該学部の教育課程の一部を履修したと認められるときは、文部科学大臣の定めるところにより、修得した単位数その他を勘案して学部が定める期間を、当該学部(医学部にあつては医学科又は保健学科、歯学部にあつては歯学科又は口腔生命福祉学科。次条及び第66条第1項において同じ。)の修業年限の2分の1を超えない範囲で、修業年限に通算することができる。

(在学年限)

第40条 学生が本学の学部に進学することができる年限は、その学部の修業年限の2倍を超えることができない。ただし、医学部医学科の第1年次及び第2年次、第3年次及び第4年次並びに第5年次及び第6年次の各2学年間におけるそれぞれの在学年限にあつては、4年を超えることができない。

第2節 入学資格，入学時期及び入学者の選抜等

(入学資格)

第41条 本学の学部に入學することができる者は，次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
 - (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
 - (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
 - (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
 - (5) 専修学校の高等課程(修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
 - (6) 文部科学大臣の指定した者
 - (7) 高等学校卒業程度認定試験規則(平成17年文部科学省令第1号)による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程(昭和26年文部省令第13号)による大学入学資格検定に合格した者を含む。)
 - (8) 学校教育法第90条第2項の規定により大学に入學した者であつて，当該者をその後に本学において，大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
 - (9) 本学において，個別の入學資格審査により，高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で，18歳に達したもの
- 2 前項の規定にかかわらず，高等学校に2年以上在學した者(これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。)であつて，本学の各学部が定める分野において特に優れた資質を有すると認めたものは，本学の学部に入學することができる。

(入学の時期)

第42条 本学の学部の入学の時期は，学年の始めとする。

- 2 前項の規定にかかわらず，第2学期の始めに入學させることができる。

(入学者の選抜等)

第43条 本学の学部に入學を志願する者については，別に定めるところにより入学者の選抜を行う。

- 2 前項の入学者選抜における合格者の認定は，その学部の教授会の議を経て，学長が行う。

(入学の許可)

第 43 条の 2 合格者が、所定の期日までに、所定の入学料を納付したとき(入学料の免除又は徴収猶予を申請し、受理された場合を含む。)は、学長はその入学を許可する。

第 3 節 教育課程の編成、教育内容等の改善のための組織的研修、開設計画、履修の方法、単位の計算方法、単位の授与、学修成果の評価、履修科目の登録の上限、授業期間、他大学の授業科目の履修等

(教育課程の編成方針)

第 44 条 本学は、本学及び学部等(学部及び学科又は課程をいう。以下この条及び次条において同じ。)の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設計、体系的に教育課程を編成するものとする。

2 教育課程の編成に当たっては、本学は、学部等の専攻に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮するものとする。

(教育課程の編成方法等)

第 45 条 本学は、教養教育に関する授業科目及び専門教育に関する授業科目を総合し、教育課程を編成するものとする。

2 教育課程の編成方法等に関し必要な事項は、別に定める。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第 46 条 本学は、授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

(授業科目の開設計画)

第 47 条 各年度における授業科目の開設計画は、各学部の教育課程に基づき、新潟大学における授業科目の開設計に関する規程の定めるところに従い、教育基盤機構が決定するものとする。

2 教育基盤機構は、前項の開設計画の決定に当たり、各学部及び教育研究院と密接に連携しなければならない。

(授業科目の履修方法等)

第 48 条 授業科目の区分並びにそれらの単位数、履修方法等は、新潟大学における授業科目の区分等に関する規則及び各学部の定めるところによる。

(単位の計算方法)

第 49 条 授業科目の単位の計算方法は、1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、その授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、おおむね 15 時間から 45 時間までの範囲で別に定める時間の授業をもって 1 単位として単位数を計算する

ものとする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、別に定める時間の授業をもって1単位とすることができる。

2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を与えることが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して単位数を定めることができる。

3 個々の授業科目の単位の計算方法は、前2項の規定に基づき、教育基盤機構が定める。

(単位の授与)

第50条 授業科目を履修した者に対しては、試験その他の別に定める適切な方法により学修の成果を評価して単位を与えるものとする。ただし、前条第2項に規定する授業科目については、適切な方法により学修の成果を評価して単位を与えるものとする。

(成績評価基準等の明示等)

第51条 各学部は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに1年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。

2 各学部は、学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

(履修科目の登録の上限)

第52条 各学部は、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、学生が1年間又は1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めるものとする。

2 各学部は、その定めるところにより、所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、前項に規定する単位数の上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。

(1年間の授業期間)

第53条 1年間の授業を行う期間は、35週にわたることを原則とする。

(各授業科目の授業期間)

第54条 各授業科目の授業は、十分な教育効果を上げることができるよう、8週、10週、15週その他の本学が定める適切な期間を単位として行うものとする。

(他の大学等における授業科目の履修等)

第55条 教育上有益と認めるときは、各学部は、学生がその学部が協議をした他の大学、専門職大学又は短期大学の授業科目を履修することを認めることができる。

- 2 学生は、前項の他の大学、専門職大学又は短期大学の授業科目を履修しようとするときは、あらかじめ所属する学部の承認を受けなければならない。
- 3 前2項の規定に基づき学生が修得した他の大学、専門職大学又は短期大学の授業科目の単位については、60単位を超えない範囲で、その学部で修得したものとみなすことができる。
- 4 前3項の規定は、学生が、外国の大学(専門職大学に相当する外国の大学を含む。)又は外国の短期大学(以下「外国の大学等」という。)に留学する場合、外国の大学等が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び外国の大学等の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

(休学期間中の外国の大学等における授業科目の履修等)

第55条の2 教育上有益と認めるときは、各学部は、学生が休学期間中に外国の大学等において履修した授業科目について修得した単位を、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、前条第3項及び第4項の規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(大学以外の教育施設等における学修)

第56条 教育上有益と認めるときは、各学部は、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、所属する学部における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

- 2 前項の規定により与えることができる単位数は、第55条第3項及び第4項並びに前条第1項の規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第57条 教育上有益と認めるときは、各学部は、学生が本学に入学する前に大学、専門職大学又は短期大学若しくは外国の大学等において履修した授業科目について修得した単位(大学設置基準(昭和31年文部省令第28号)第31条に定める科目等履修生として修得した単位を含む。)を、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 教育上有益と認めるときは、各学部は、学生が本学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

- 3 前 2 項の規定により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学、転入学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第 55 条第 3 項及び第 4 項、第 55 条の 2 第 1 項並びに前条第 1 項の規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて 60 単位を超えないものとする。

(長期にわたる教育課程の履修)

第 58 条 各学部は、その定めるところにより、学生が、職業を有している等の事情により、第 39 条第 1 項に規定する修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

(教員の免許状授与の所要資格の取得)

第 59 条 教員の免許状授与の所要資格を取得しようとする学生は、教育職員免許法(昭和 24 年法律第 147 号)及び教育職員免許法施行規則(昭和 29 年文部省令第 26 号)に定める所要の単位を修得しなければならない。

- 2 本学の学部及び学科又は課程において所要資格を取得することができる教員の免許状の種類は、各学部が定めるところによる。

第 4 節 卒業及び学位の授与

(卒業)

第 60 条 卒業の要件は、第 39 条第 1 項に規定する修業年限以上在学し、かつ、各学部の定めるところにより、所定の授業科目及び単位数(124 単位以上。医学部医学科及び歯学部歯学科にあつては、188 単位以上)を修得するものとする。

- 2 前項の規定により卒業の要件として修得すべき単位数(以下「卒業要件単位数」という。)のうち、新潟大学学士課程における教育課程の編成方法等に関する規則(令和 6 年規則第 2 号。以下「教育課程編成方法等規則」という。)第 3 条第 4 項の授業の方法により修得することができる単位数は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 卒業要件単位数が 124 単位(医学部医学科及び歯学部歯学科にあつては、188 単位。以下同じ。)の場合は、60 単位を超えないものとする。
- (2) 卒業要件単位数が 124 単位を超える場合は、教育課程編成方法等規則第 3 条第 3 項の授業の方法により 64 単位以上(医学部医学科及び歯学部歯学科にあつては、128 単位以上)の修得がなされていれば、60 単位を超えることができる。

- 3 学校教育法第 89 条の規定により、本学の学部の学生(医学部医学科及び歯学部歯学科に在学するものを除く。)でその学部に 3 年以上在学したもの(これに準ずるものとして文部科学大臣の定める者を含む。)が、卒業の要件としてその学部の定める単位を優秀な成績で修得したと認める場合には、第 39 条第 1 項第 1

号の規定にかかわらず、その卒業を認めることができる。この場合において、各学部は、学校教育法施行規則(昭和 22 年文部省令第 11 号)第 147 条に規定する要件を満たさなければならない。

- 4 第 1 項に規定する卒業の要件を満たした学生に対する卒業及び前項に規定する卒業の認定は、その学部の教授会の議を経て、学長が行う。

(学士の学位の授与)

第 61 条 本学の学部を卒業した者には、学士の学位を授与する。

- 2 前項の学位に付記する専攻分野の名称その他学士の学位に関し必要な事項については、新潟大学学位規則で定める。

第 5 節 編入学、再入学、転部、転入学、休学、復学、転学、留学、退学、
除籍及び復籍

(編入学)

第 62 条 本学の学部編入学を志願する者がある場合は、学期の始めに限り、各学部の定めるところにより選考の上、当該学部の教授会の議を経て、学長が、その学部の相当年次に入学を許可することがある。

- 2 前項の規定によるもののほか、第 4 条第 2 項の表に第 2 年次編入学定員又は第 3 年次編入学定員の定めがある学部編入学を志願する者がある場合は、その学部の定めるところにより選考の上、当該学部の教授会の議を経て、学長が、入学を許可する。
- 3 前 2 項における入学の許可については、第 43 条の 2 の規定を準用する。
- 4 第 1 項及び第 2 項の規定により編入学することができる者の入学資格については、別に定める。
- 5 第 1 項及び第 2 項の規定により編入学を許可された者の入学前に修得した単位の取扱い及び在学期間の通算については、その学部が認定する。

(再入学)

第 63 条 本学の学部を第 70 条の規定により退学した者又は第 71 条第 1 項第 4 号に該当し除籍された者で、同一の学部編入学を志願する者がある場合は、各学部の定めるところにより、学期の始めに限り、選考の上、当該学部の教授会の議を経て、学長が、その学部の相当年次に入学を許可することがある。

- 2 前項における入学の許可については、第 43 条の 2 の規定を準用する。
- 3 前項の規定により再入学を許可された者の既に修得した単位の取扱い及び在学期間の通算については、その学部が認定する。

(転部及び転入学)

第 64 条 本学の学部で本学の他の学部へ転部を志願する者がある場合は、各学部の定めるところにより、学期の始めに限り、選考の上、転部を許可することがある。

2 他の大学に在学している者及び我が国において、外国の大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程に在学している者(学校教育法第 90 条第 1 項に規定する者に限る。)で本学の学部へ転入学を志願する者がある場合は、各学部の定めるところにより、学期の始めに限り、選考の上、当該学部の教授会の議を経て、学長が、入学を許可することがある。

3 前項における入学の許可については、第 43 条の 2 の規定を準用する。

4 前 2 項の規定により転部又は転入学を許可された学生の既に修得した単位の取扱い及び在学期間の通算については、その学部が認定する。

(休学)

第 65 条 疾病その他の事由により、引き続き 2 月以上修学することができない学生は、所属する学部の学部長の承認を受けて、その学期又は学年に限り、休学することができる。

2 疾病その他の事由によって、修学することが不相当と認められる学生に対しては、その学生が所属する学部の学部長は、休学を命ずることができる。

(休学期間)

第 66 条 休学期間は、延長することができる。ただし、休学期間は、通算してその学生が所属する学部の修業年限を超えることができない。

2 医学部医学科における前項ただし書きの適用については、原則として第 1 年次及び第 2 年次、第 3 年次及び第 4 年次並びに第 5 年次及び第 6 年次の各 2 学年間におけるそれぞれの休学期間は、通算して 2 年を超えることができないものとする。

3 休学期間は、第 40 条の在学年限に算入しない。

(復学)

第 67 条 休学期間が満了した学生は、復学しなければならない。

2 休学期間中にその事由が消滅した場合は、復学することができる。

3 復学しようとするときは、あらかじめ所属する学部の学部長へ届け出なければならない。

(転学)

第 68 条 学生は、他の大学に転学しようとする場合は、あらかじめ所属する学部の学部長の許可を受けなければならない。

(留学)

第 69 条 学生は、外国の大学等に留学しようとする場合は、あらかじめ所属する学部の学部長の承認を受けなければならない。

2 留学した期間は、第 39 条第 1 項に規定する修業年限及び第 40 条に規定する在学年限に算入する。

(退学)

第 70 条 病気その他やむを得ない事由がある場合は、退学することができる。

2 退学しようとするときは、所属する学部の学部長の許可を受けなければならない。

(除籍及び復籍)

第 71 条 次の各号のいずれかに該当する学生は、その学生が所属する学部の教授会の議を経て、学部長が除籍する。

(1) 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者

(2) 第 40 条に規定する在学年限を超えた者

(3) 第 66 条第 1 項ただし書に規定する休学期間を超えた者

(4) 入学料の免除又は徴収猶予を願い出て、許可されなかった者及び入学料の免除(全額免除を除く。)又は徴収猶予を許可された者で所定の期日までに納付すべき入学料を納付しなかった者

(5) 行方不明の届出のあった者

2 前項第 1 号により除籍された者が、除籍された日の翌日から起算して 3 年以内に未納の授業料に相当する額を納付し、復籍を願い出た場合は、学期の始めに限り、当該学部の教授会の議を経て、学部長が復籍を許可することができる。

3 前項の規定により復籍を許可された者の在学期間の通算については、その学部が認定する。

第 6 節 表彰及び懲戒

(表彰)

第 72 条 学長は、表彰に値する行為があった学生を表彰することができる。

2 前項のほか、学部長は、その学部に所属する学生で表彰に値する行為があった者を表彰することができる。

(懲戒)

第 73 条 学生が本学の定める諸規則に違反し、又は学生の本分に反する行為があったときは、学長が懲戒を行うものとする。

2 懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。

第 7 節 検定料、入学料及び授業料

(検定料)

第 74 条 本学の学部にて、入学、編入学、再入学及び転入学を出願する者は、本学が定める額の検定料を納付しなければならない。

(入学料)

第 75 条 入学者の選抜並びに編入学、再入学及び転入学の選考に合格した者は、所定の期日までに本学が定める額の入学料を納付しなければならない。

(授業料)

第 76 条 授業料の額は、本学が定めるものとし、前期及び後期の 2 期に分け、それぞれ次の期において、年額の 2 分の 1 に相当する額を徴収する。

前期 4 月 1 日から 5 月 31 日まで

後期 10 月 1 日から 11 月 30 日まで

2 前項の規定にかかわらず、学生の申出があったときは、前期に係る授業料を徴収するときに、その年度の後期に係る授業料を併せて徴収するものとする。

(復学、転学、退学及び停学の場合の授業料)

第 77 条 学期の途中で復学する場合は、その月分からの授業料を徴収する。

2 学期の途中において、第 68 条の規定に基づき転学し、若しくは第 70 条の規定に基づき退学し、又は第 73 条第 2 項の退学を命ぜられた場合は、その転学若しくは退学した日又は退学を命ぜられた日の属する前条第 1 項に規定するその期の授業料を徴収する。

3 第 73 条第 2 項に規定する停学を命ぜられた場合は、その期間中の授業料を徴収する。

(納付した検定料、入学料及び授業料の取扱い)

第 78 条 納付した検定料、入学料及び授業料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、納付した者等の申出により、その各号において定める額を還付する。

(1) 出願書類等による選抜(以下「第 1 段階目の選抜」という。)を行い、その合格者に限り学力検査その他による選抜(以下 2 段階目の選抜」という。)を行う場合において検定料を納付した者が第 1 段階目の選抜で不合格となった場合別に定める第 2 段階目の選抜に係る検定料の額

(2) 学部の一般選抜及び欠員補充第 2 次募集の出願受付後において、出願した者が大学入学共通テスト受験科目の不足等による出願無資格者であることが判明し、本学が当該選抜の受験を認めなかった場合 別に定める第 2 段階目の選抜に係る検定料相当額

(3) 検定料を納付した者が出願書類を提出しなかった場合 その検定料相当額

(4) 入学料を納付した者が入学手続書類を提出しなかった場合 その入学料相当額

(5) 前期に係る授業料の徴収の際、後期に係る授業料を併せて納付した者が、
後期に係る授業料の徴収時期前に休学若しくは退学した場合又は死亡若しくは
行方不明のため除籍した場合 後期に係る授業料相当額

(6) 前期に係る授業料の徴収の際、後期に係る授業料を併せて納付した者が、
後期に係る授業料の徴収時期中に休学した場合 別に定める授業料の免除相当
額

2 前項の規定にかかわらず、検定料、入学料又は授業料を納付した後に次条の規
定により当該検定料、入学料又は授業料を免除した場合は、その免除相当額を還
付する。

(検定料、入学料及び授業料の免除及び徴収猶予)

第 79 条 検定料は、別に定めるところにより、免除することがある。

2 入学料は、別に定めるところにより、免除又は徴収猶予することがある。

3 授業料は、別に定めるところにより、免除又は徴収猶予することがある。

第 3 章 補則

第 1 節 科目等履修生、研究生、特別聴講学生及び外国人留学生

(科目等履修生)

第 80 条 本学の学生以外の者で、教育基盤機構が公示する一又は複数の授業科目
の履修を志望する者がある場合は、選考の上、教育基盤機構教学マネジメント部
門において科目等履修生として入学を許可することがある。

(研究生)

第 81 条 本学の学生以外の者で、本学の学部、附置研究所その他学内組織におい
て、特定の専門事項について研究を志望する者がある場合は、選考の上、研究生
として入学を許可することがある。

(特別聴講学生)

第 82 条 他の大学の学部又は他の短期大学の学生で、教育基盤機構が公示する授
業科目の履修を希望する者がある場合は、その他の大学等との協議に基づき、選
考の上、本学の学部又は教育基盤機構教学マネジメント部門若しくはグローバル
推進機構国際交流センターにおいて特別聴講学生として入学を許可することがあ
る。

(学部通則の適用)

第 83 条 本節に規定する科目等履修生、研究生及び特別聴講学生には、第 36 条
から第 38 条まで、第 70 条から第 73 条及び第 78 条本文の規定を適用する。

2 科目等履修生、研究生及び特別聴講学生に係る検定料、入学料及び授業料につ
いては、別に定める。

(外国人留学生)

第 84 条 外国人で、大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学の学部
に入学を志願する者があるときは、特別に選考の上、外国人留学生として入学を
許可することがある。

第 2 節 全学講義，公開講座及び市民開放授業
(全学講義)

第 85 条 学生の総合的知見を高めるため，全学講義を開催する。
(公開講座)

第 86 条 広く地域社会に生涯学習の機会を提供するため，公開講座を開設する。
(市民開放授業)

第 86 条の 2 教育・研究成果を広く地域社会に還元するため，授業科目を一般市
民に開放することができる。

第 3 節 養護教諭特別別科
(養護教諭特別別科)

第 87 条 本学に，養護教諭特別別科を置く。

第 4 節 寄宿舍
(寄宿舍)

第 88 条 本学に，寄宿舍を置く。
(寄宿料)

第 89 条 寄宿料は，本学が定める額とし，徴収方法については，別に定める。
2 納付した寄宿料は，還付しない。
(寄宿料の免除)

第 90 条 寄宿料は，別に定めるところにより，免除することがある。

第 5 節 特別の課程
(特別の課程)

第 91 条 本学の学生以外の者を対象として，学校教育法第 105 条に規定する特別
の課程を編成し，これを修了した者に対し，修了の事実を証する証明書を交付す
ることができる。

第 6 節 規則等への委任

第 92 条 この学則に特別の定めがあるもののほか，この学則の規定に基づく組織
の内部組織，運営等に関し必要な事項及びこの学則を実施するため必要な手続等
については，学長，組織の長等が規則，規程等で定めることができる。

附 則

- 1 この学則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 4 条第 2 項の規定
中法学部及び歯学部口腔生命福祉学科の第 3 年次編入学定員に係る部分は、平成
18 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 国立大学法人法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成 15 年法律
第 117 号)第 2 条の規定による廃止前の国立学校設置法に基づく新潟大学(以下
「旧新潟大学」という。)の教育学部及び歯学部附属歯科技工士学校(以下「学部
等」という。)は、第 4 条及び第 7 条の規定にかかわらず、平成 16 年 3 月 31 日
に当該学部等に在学する者が当該学部等に在学しなくなる日までの間、存続する
ものとし、当該学部等に在学する者の教育課程等は、なお旧新潟大学の学則の例
による。
- 3 第 4 条第 2 項の表に掲げる学生の収容定員は、同表の規定にかかわらず、令和
7 年度から令和 12 年度までの間は、次の表に掲げるとおりとする。

学部	学科又は課程	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度
人文学部	人文学科	人 852	人 852	人 852	人 852	人 852	人 852
教育学部	学校教員養成 課程	720	720	720	720	720	720
法学部	法学科	690	690	690	690	690	690
経済科学部	総合経済学科	1,420	1,420	1,420	1,420	1,420	1,420
理学部	理学科	820	820	820	820	820	820
医学部	医学科	807	780	753	720	680	640
	保健学科	680	680	680	680	680	680
	計	1,487	1,460	1,433	1,400	1,360	1,320
歯学部	歯学科	265	265	265	265	265	265
	口腔生命福祉 学科	92	92	92	92	92	92
	計	357	357	357	357	357	357
工学部	工学科	2,165	2,170	2,175	2,180	2,180	2,180
農学部	農学科	720	720	720	720	720	720
創生学部	創生学修課程	265	270	275	280	280	280
合計		9,496	9,479	9,462	9,439	9,399	9,359

- 4 第 4 条第 2 項の表に掲げる入学定員は、同表の規定にかかわらず、令和 7 年度
は、次の表に掲げるとおりとする。

学部	学科又は課程	令和 7 年度
人文学部	人文学科	人

		210
教育学部	学校教員養成課程	180
法学部	法学科	170
経済科学部	総合経済学科	350
理学部	理学科	200
医学部	医学科	140
	保健学科	160
	計	300
歯学部	歯学科	40
	口腔生命福祉学科	20
	計	60
工学部	工学科	535
農学部	農学科	175
創生学部	創生学修課程	70
合計		2,250

附 則(平成 16 年 9 月 24 日学則第 2 号)
この学則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年 3 月 15 日学則第 1 号)
この学則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年 5 月 27 日学則第 2 号)
この学則は、平成 17 年 5 月 27 日から施行する。

附 則(平成 17 年 11 月 25 日学則第 3 号)
この学則は、平成 17 年 12 月 1 日から施行する。

- 附 則(平成 18 年 3 月 31 日学則第 1 号)
- 1 この学則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
 - 2 平成 17 年度以前に入学し、現に在学する者の在学年限及び休学期間の取扱いについては、改正後の第 40 条及び第 66 条第 2 項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 18 年 10 月 27 日学則第 2 号)
この学則は、平成 18 年 10 月 27 日から施行する。

附 則(平成 19 年 3 月 30 日学則第 1 号)
この学則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年 12 月 26 日学則第 2 号)

この学則は、平成 19 年 12 月 26 日から施行する。

附 則(平成 20 年 4 月 1 日学則第 1 号)

- 1 この学則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 教育人間科学部は、改正後の第 4 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 20 年 3 月 31 日に当該学部 に在学する者が当該学部 に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

附 則(平成 21 年 3 月 31 日学則第 1 号)

この学則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年 9 月 30 日学則第 2 号)

この学則は、平成 21 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 22 年 3 月 31 日学則第 1 号)

この学則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、第 4 条第 2 項の規定中人文学部の第 3 年次編入学定員に係る部分は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 22 年 9 月 30 日学則第 2 号)

この学則は、平成 22 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年 3 月 30 日学則第 1 号)

この学則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年 12 月 28 日学則第 2 号)

この学則は、平成 23 年 12 月 28 日から施行し、平成 23 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 24 年 3 月 30 日学則第 1 号)

この学則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年 3 月 29 日学則第 1 号)

この学則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年 3 月 31 日学則第 1 号)

この学則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年 3 月 31 日学則第 1 号)
この学則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 3 月 9 日学則第 1 号)
この学則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 29 年 1 月 5 日学則第 1 号)
この学則は、平成 29 年 2 月 1 日から施行する。

- 附 則(平成 29 年 3 月 14 日学則第 2 号)
- 1 この学則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
 - 2 平成 28 年度以前に入学した学生の再入学及び復籍の取扱いについては、改正後の第 63 条第 1 項並びに第 71 条第 2 項及び第 3 項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 29 年 9 月 26 日学則第 3 号)
この学則は、平成 29 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 30 年 3 月 27 日学則第 1 号)
この学則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 30 年 9 月 27 日学則第 2 号)
この学則は、平成 30 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 31 年 3 月 19 日学則第 1 号)
この学則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和元年 9 月 30 日学則第 2 号)
この学則は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

附 則(令和元年 12 月 24 日学則第 3 号)
この学則は、令和 2 年 1 月 1 日から施行する。

- 附 則(令和 2 年 3 月 24 日学則第 1 号)
- 1 この学則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 4 条第 2 項の表に掲げる経済科学部の第 3 年次編入学定員については、この学則の施行の日から令和 4 年 3 月 31 日までの間、「10」とあるのは「0」とする。
 - 2 経済学部は、改正後の第 4 条第 1 項の規定にかかわらず、令和 2 年 3 月 31 日に当該学部に在学する者並びに令和 2 年 4 月 1 日以後にこれらの者と同一年次

に編入学，再入学及び転入学した者が当該学部に進学しなくなる日までの間，存続するものとする。

附 則(令和 2 年 12 月 24 日学則第 2 号)
この学則は，令和 3 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(令和 3 年 3 月 22 日学則第 1 号)
この学則は，令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 4 年 3 月 28 日学則第 1 号)
この学則は，令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 4 年 9 月 13 日学則第 2 号)
この学則は，令和 4 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(令和 5 年 3 月 17 日学則第 1 号)
この学則は，令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

- 附 則(令和 6 年 3 月 21 日学則第 1 号)
- 1 この学則は，令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
 - 2 令和 5 年度以前に入学した学生の主専攻プログラム及び副専攻プログラムの取扱いについては，改正後の第 45 条及び第 61 条の 2 の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附 則(令和 6 年 9 月 25 日学則第 2 号)
この学則は，令和 6 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(令和 7 年 3 月 24 日学則第 1 号)
この学則は，令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

○新潟大学大学院学則

(平成 16 年 4 月 1 日大学院学則第 1 号)

改正	平成 17 年 2 月 1 日大学院学則 第 1 号	平成 17 年 5 月 27 日大学院学則 第 2 号	平成 17 年 11 月 25 日大学院学 則第 3 号
	平成 18 年 3 月 31 日大学院学 則第 1 号	平成 19 年 3 月 30 日大学院学則 第 1 号	平成 19 年 12 月 26 日大学院学 則第 2 号
	平成 20 年 4 月 1 日大学院学則 第 1 号	平成 22 年 3 月 31 日大学院学則 第 1 号	平成 22 年 9 月 17 日大学院学則 第 2 号
	平成 23 年 3 月 30 日大学院学 則第 1 号	平成 23 年 12 月 28 日大学院学 則第 2 号	平成 24 年 3 月 30 日大学院学則 第 1 号
	平成 25 年 3 月 29 日大学院学 則第 1 号	平成 26 年 3 月 31 日大学院学則 第 1 号	平成 27 年 3 月 31 日大学院学則 第 1 号
	平成 28 年 3 月 9 日大学院学則 第 1 号	平成 28 年 6 月 24 日大学院学則 第 2 号	平成 29 年 3 月 14 日大学院学則 第 1 号
	平成 30 年 3 月 27 日大学院学 則第 1 号	平成 31 年 3 月 19 日大学院学則 第 1 号	令和 2 年 3 月 24 日大学院学則 第 1 号
	令和 2 年 10 月 23 日大学院学 則第 2 号	令和 2 年 12 月 24 日大学院学則 第 3 号	令和 4 年 3 月 25 日大学院学則 第 1 号
	令和 4 年 5 月 20 日大学院学則 第 2 号	令和 4 年 7 月 8 日大学院学則第 3 号	令和 4 年 9 月 13 日大学院学則 第 4 号
	令和 5 年 9 月 14 日大学院学則 第 1 号	令和 7 年 3 月 24 日大学院学則 第 1 号	

目次

第 1 章 総則(第 1 条－第 4 条)

第 2 章 大学院の組織等(第 5 条－第 8 条)

第 3 章 教育研究評議会，教授会，研究科委員会及び組織の長(第 9 条－第 13 条)

第 4 章 学年，学期及び休業日(第 14 条)

第 5 章 標準修業年限及び在学年限(第 15 条・第 16 条)

第 6 章 入学資格，入学の時期及び入学者の選抜等(第 17 条－第 21 条の 2)

第 7 章 教育課程(第 22 条－第 31 条)

第 8 章 修了の要件及び学位の授与(第 32 条－第 38 条)

第 9 章 再入学，移籍，転入学，進学，休学，復学，転学，留学，退学及び除籍
(第 39 条－第 44 条)

第 10 章 表彰及び懲戒(第 45 条)

第 11 章 検定料，入学料，授業料及び寄宿料(第 46 条)

第12章 科目等履修生，研究生，特別聴講学生，外国人留学生及び特別研究学生(第47条・第48条)

第13章 特別の課程(第49条)

第14章 補則(第50条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この大学院学則は，新潟大学学則(平成16年学則第1号。以下「学則」という。)第9条第2項の規定に基づき，新潟大学大学院(以下「本大学院」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(本大学院の目的)

第2条 本大学院は，学術の理論及び応用を教授研究し，その深奥をきわめ，又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い文化の進展に寄与することを目的とする。

2 本大学院のうち，学術の理論及び応用を教授研究し，高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とするものは，専門職大学院とする。

3 本大学院に置く課程は，修士課程，博士課程及び専門職学位課程とし，その目的は次のとおりとする。

(1) 修士課程は，広い視野に立って精深な学識を授け，専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培うことを目的とする。

(2) 博士課程は，専攻分野について，研究者として自立して研究活動を行い，又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

(3) 専門職学位課程は，高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とする。

4 本大学院の研究科は，研究科又は専攻ごとに，人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を定め，公表するものとする。

(点検及び評価)

第3条 本大学院における点検及び評価については，学則第2条に定めるところによる。

2 前項の規定によるほか，専門職大学院にあっては，その設置の目的に照らし，教育課程，教員組織その他教育研究活動の状況について，学校教育法施行令(昭

和 28 年政令第 340 号)第 40 条に規定する期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者による評価を受けるものとする。

(教育研究等の状況の公表)

第 4 条 本大学院の教育研究等の状況の公表については、学則第 3 条に定めるところによる。

第 2 章 大学院の組織等

(研究科)

第 5 条 本大学院に置く研究科は、次の表に掲げるとおりとする。

研究科	課程
教育実践学研究科	専門職学位課程
総合学術研究科	修士課程
現代社会文化研究科	博士課程
自然科学研究科	博士課程
医歯保健学研究科	博士課程

- 現代社会文化研究科及び自然科学研究科は、後期 3 年の課程(以下「博士後期課程」という。)のみの博士課程とする。
- 医歯保健学研究科は、前期 2 年の課程(以下「博士前期課程」という。)及び博士後期課程に区分する博士課程並びに医学又は歯学を履修する博士課程(以下「医学・歯学の博士課程」という。)とする。
- 前項に規定する博士前期課程は、これを修士課程として取り扱うものとする。
- 教育実践学研究科は、専ら幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の高度の専門的な能力及び優れた資質を有する教員の養成のための教育を行う教職大学院の課程とする。

(研究科の専攻及びその収容定員等)

第 6 条 本大学院の研究科に置く専攻並びにその収容定員及び入学定員は、次の表に掲げるとおりとする。

研究科	専攻	修士課程		博士課程		専門職学位課程	
		収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員
教育実践学研究科	教育実践開発専攻	人	人	人	人	人 40	人 20
総合学術研究科	人文社会科学専攻	120	60				
	自然科学専攻	1,014	507				
	計	1,134	567				
現代社会文化研究科	人間形成研究専攻			18	6		
	共生文化研究専攻			21	7		

	共生社会研究専攻			21	7		
	計			60	20		
自然科学研究科	数理物質科学専攻			39	13		
	材料生産システム専攻			48	16		
	電気情報工学専攻			39	13		
	生命・食料科学専攻			39	13		
	環境科学専攻			45	15		
	計			210	70		
医歯保健学研究科	健康科学専攻	80	40	30	10		
	医歯学専攻			404	101		
	計	80	40	434	111		
合計		1,214	607	704	201	40	20

2 前項のほか，総合学術研究科自然科学専攻修士課程の定員に関し，必要な事項は当該研究科において別に定める。

第7条 削除

(研究科附属の教育研究施設)

第8条 医歯保健学研究科に，研究科附属の教育研究施設として，腎研究センターを置く。

第3章 教育研究評議会，教授会，研究科委員会及び組織の長

(教育研究評議会)

第9条 本大学院の教育研究に関する重要事項の審議は，教育研究評議会において行う。

(教授会及び研究科委員会)

第10条 本大学院の研究科に，それぞれ教授会(学部を基礎とする研究科にあっては，教授会に代えて研究科委員会)を置く。

(研究科長)

第11条 本大学院の研究科に，それぞれ研究科長を置く。

2 本大学院の研究科(学部を基礎とする研究科を除く。)に，研究科長を補佐するため，それぞれ副研究科長を置く。

(研究科附属の教育研究施設の長)

第12条 医歯保健学研究科附属腎研究センターにセンター長を置く。

(組織の長の任命等)

第13条 前2条の組織の長等の選考，任命，任期等に関し必要な事項は，新潟大学組織の長等に関する規則で定める。

第4章 学年，学期及び休業日

(学年，学期及び休業日)

第14条 本大学院の研究科の学年，学期及び休業日については，学則第36条から第38条までの規定に定めるところによる。

第5章 標準修業年限及び在学年限

(標準修業年限)

第15条 修士課程の標準修業年限は，2年とする。

2 博士課程の標準修業年限は5年とし，博士前期課程は2年及び博士後期課程は3年とする。ただし，医学・歯学の博士課程は，4年とする。

3 専門職学位課程の標準修業年限は，2年とする。

(在学年限)

第16条 学生が本大学院の研究科に在学することができる年限は，前条各項に規定する標準修業年限の2倍を超えることができない。

第6章 入学資格，入学の時期及び入学者の選抜等

(入学資格)

第17条 修士課程，博士前期課程及び専門職学位課程に入学することのできる者は，次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第83条に定める大学の卒業者
- (2) 学校教育法第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において，学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (5) 我が国において，外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって，文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (6) 外国の大学その他の外国の学校(その教育研究活動等の総合的な状況について，当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。)において，修業年限が3年以上である課程を修了すること(当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。)により，学士の学位に相当する学位を授与された者

- (7) 専修学校の専門課程(修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
 - (8) 文部科学大臣の指定した者
 - (9) 学校教育法第102条第2項の規定により大学院に入学した者であって、当該者をその後に本学の研究科において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
 - (10) 研究科において、個別の入学資格審査により、第1号に定める者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達したもの
- 2 前項の規定にかかわらず、学校教育法第83条に定める大学に3年以上在学した者(これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。)であって、本学の研究科が定める単位を優秀な成績で修得したと認めるものは、本学の研究科に入学することができる。
- 第18条 博士後期課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
- (1) 修士の学位又は専門職学位(学校教育法第104条第1項の規定に基づき学位規則(昭和28年文部省令第9号)第5条の2に規定する専門職学位をいう。以下この条において同じ。)を有する者
 - (2) 外国において、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
 - (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
 - (4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
 - (5) 国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法(昭和51年法律第72号)第1条第2項に規定する1972年12月11日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学(以下「国際連合大学」という。)の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
 - (6) 大学を卒業し、大学、研究所等において、2年以上研究に従事した者で、研究科において、当該研究の成果等により、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者
 - (7) 外国において学校教育における16年の課程を修了した後又は外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した後、大学、研究所等において、2

年以上研究に従事した者で、研究科において、当該研究の成果等により、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めたもの

- (8) 研究科において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの

第19条 医学・歯学の博士課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 学校教育法第83条に定める大学の医学を履修する課程、歯学を履修する課程、薬学を履修する課程のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの又は獣医学を履修する課程を卒業した者
- (2) 学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者(医学、歯学又は獣医学を履修した者に限る。)
- (3) 外国において、学校教育における18年の課程(最終の課程は医学、歯学、薬学又は獣医学)を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における18年の課程(最終の課程は医学、歯学、薬学又は獣医学)を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における18年の課程(最終の課程は医学、歯学、薬学又は獣医学)を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (6) 外国の大学その他の外国の学校(その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。)において、修業年限が5年以上である課程(医学、歯学、薬学又は獣医学に限る。)を修了すること(当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。)により、学士の学位に相当する学位を授与された者
- (7) 文部科学大臣の指定した者
- (8) 学校教育法第102条第2項の規定により大学院(医学を履修する博士課程、歯学を履修する博士課程、薬学を履修する博士課程(当該課程に係る研究科の基礎となる学部の修業年限が6年であるものに限る。))又は獣医学を履修する博士課程に限る。)に入学した者であって、当該者をその後本学の医歯

学総合研究科において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの

(9) 研究科において、個別の入学資格審査により、第1号に定める者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの

- 2 前項の規定にかかわらず、学校教育法第83条に定める大学の医学を履修する課程、歯学を履修する課程、薬学を履修する課程のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの又は獣医学を履修する課程に4年以上在学した者(これに準ずるものとして文部科学大臣が定める者を含む。)であって、本学の医歯学総合研究科が定める単位を優秀な成績で修得したと認めるものは、本学の医学・歯学の博士課程に入学することができる。

(入学の時期)

第20条 本大学院の研究科の入学の時期は、学年の始めとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、第2学期の始めに入学させることができる。

(入学者の選抜)

第21条 本大学院の研究科に入学を志願する者については、別に定めるところにより入学者の選抜を行う。

- 2 前項の入学者の選抜における合格者の認定は、その研究科の教授会又は研究科委員会の議を経て、学長が行う。

(入学の許可)

第21条の2 合格者が、所定の期日までに、所定の入学料を納付したとき(入学料の免除又は徴収猶予を申請し、受理された場合を含む。)は、学長はその入学を許可する。

第7章 教育課程

(教育課程の編成方針)

第22条 研究科(教育実践学研究科を除く。)は、当該研究科及び専攻の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設するとともに学位論文の作成等に対する指導(以下(「研究指導」という。))の計画を策定し、体系的に教育課程を編成するものとする。

- 2 教育実践学研究科は、その教育上の目的を達成するために専攻分野に応じ必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。
- 3 教育課程の編成に当たっては、研究科は、専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力を修得させるとともに、当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養するよう適切に配慮しなければならない。

(教育課程の編成)

第 22 条の 2 研究科は、前条の編成方針に基づき、複数の領域を横断する広い学識と高度な専門的知識・技能・態度の能力を修得させるため、必要な授業科目を開設するとともに研究指導体制を整備し、体系的な教育課程を編成するものとする。

2 教育課程の編成に関し、必要な事項は、別に定める。

(教育内容)

第 22 条の 3 研究科(教育実践学研究科を除く。)の教育は、授業科目の授業及び研究指導によって行う。

2 教育実践学研究科の教育は、授業科目の授業によって行う。

3 授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

4 授業は、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

(研究指導)

第 22 条の 4 研究指導は、学生が所属する研究科を担当する教員(以下(「指導教員」という。))が行うものとする。

2 指導教員は、学生 1 人に対して主指導教員 1 人と副指導教員 2 人以上とする。

3 教育上有益と認められるときは、学生が所属する研究科以外の研究科又は本学の研究所等の教員を副指導教員に加えることができる。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第 23 条 研究科(教育実践学研究科を除く。)は、授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

2 教育実践学研究科は、授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

(授業科目、単位数、履修方法等)

第 24 条 授業科目及びその単位数並びに履修方法等並びに研究指導の方法等は、研究科が定める。

2 授業科目の単位の計算方法については、学則第 49 条の規定を準用する。この場合において、同条第 2 項中「卒業論文、卒業研究、卒業制作等」とあるのは「学位論文、特定の課題についての研究の成果等」と、同条第 3 項中「教育基盤機構」とあるのは「各研究科」と、それぞれ読み替えるものとする。

第 24 条の 2 削除

(成績評価基準等の明示等)

第 24 条の 3 研究科(教育実践学研究科を除く。)は、学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに 1 年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示するものとする。

2 教育実践学研究科は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに 1 年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。

3 研究科(教育実践学研究科を除く。)は、学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

4 教育実践学研究科は、学修の成果に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

(授業科目の履修の認定)

第 25 条 授業科目の履修の認定は、試験又は研究報告等により行う。

2 授業科目の評価は、100 点満点をもって評価し、60 点以上の成績を得た学生を合格、59 点以下の成績を得た学生を不合格とする。

3 前項の成績の評語及び基準は、次のとおりとする。

点数	評語	基準
100 点～80 点	A	授業科目の目標に十分に達している。
79 点～70 点	B	授業科目の目標に照らして一定の水準に達している。
69 点～60 点	C	授業科目の目標の最低限を満たしている。
59 点～0 点	D	授業科目の目標の最低限を満たしていない。

4 前 2 項の規定にかかわらず、授業科目の成績において点数をもって評価できない場合は、「認定」又は「合格」の評語をもって評価することができる。

5 合格した授業科目については、所定の単位を与える。

(教育方法の特例)

第 26 条 本大学院において大学院設置基準(昭和 49 年文部省令第 28 号)第 14 条の規定に基づき、入学定員の一部について、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行う研究科及び専攻は、次に掲げるとおりとする。

教育実践学研究科

教育実践開発専攻

総合学術研究科

人文社会科学専攻

自然科学専攻

現代社会文化研究科

人間形成研究専攻
共生文化研究専攻
共生社会研究専攻
自然科学研究科
数理物質科学専攻
材料生産システム専攻
電気情報工学専攻
生命・食料科学専攻
環境科学専攻
医歯保健学研究科
健康科学専攻
医歯学専攻

(他の研究科の授業科目の履修)

第 27 条 教育上有益と認められるときは、各研究科は、学生が本大学院の他の研究科の授業科目を履修することを認めることができる。

- 2 学生は、前項の本大学院の他の研究科の授業科目を履修しようとするときは、あらかじめ所属する研究科の承認を受けなければならない。
- 3 前 2 項の規定に基づき学生が修得した本大学院の他の研究科の授業科目の単位については、8 単位を超えない範囲で、その研究科で修得したものとみなすことができる。

(他の大学院の授業科目の履修等)

第 28 条 教育上有益と認められるときは、各研究科は、学生がその研究科が協議をした他の大学の大学院の授業科目を履修することを認めることができる。

- 2 学生は、前項の他の大学の大学院の授業科目を履修しようとするときは、あらかじめ所属する研究科の承認を受けなければならない。
- 3 前 2 項の規定に基づき学生が修得した他の大学の大学院の授業科目の単位については、15 単位を超えない範囲で、本大学院の研究科で修得したものとみなすことができる。
- 4 前項の規定にかかわらず、教育実践学研究科にあっては、第 1 項及び第 2 項の規定に基づき学生が修得した他の大学の大学院の授業科目の単位については、研究科が修了要件として定める単位数の 2 分の 1 を越えない範囲で、研究科で修得したものとみなすことができる。
- 5 前各項の規定は、学生が、次に掲げる場合について準用する。ただし、教育実践学研究科教育実践開発専攻にあっては、第 2 号については準用しない。

(1) 外国の大学院に留学する場合

- (2) 外国の大学院が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合
- (3) 外国の大学院の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合
- (4) 国際連合大学の教育課程における授業科目を履修する場合
(休学期間中の外国の大学院の授業科目の履修等)

第 28 条の 2 教育上有益と認めるときは、各研究科は、学生が休学期間中に外国の大学院において履修した授業科目について修得した単位を、本大学院の研究科における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、前条第 3 項及び第 5 項の規定により本大学院の研究科において修得したものとみなす単位数と合わせて 15 単位を超えないものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、教育実践学研究科にあつては、第 1 項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、前条第 4 項及び第 5 項の規定により研究科において修得したものとみなす単位数と合わせて研究科が修了要件として定める単位数の 2 分の 1 を超えないものとする。

(特別の課程の履修等)

第 28 条の 3 教育上有益と認められるときは、各研究科は、学生が行う学校教育法第 105 条の規定により編成する特別の課程(履修資格を有する者が、同法第 102 条第 1 項の規定により大学院に入学することができる者であるものに限る。)における学修を、学生が所属する当該研究科における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

- 2 前項により与えることができる単位数は、第 28 条第 3 項、第 5 項及び前条第 2 項の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて 15 単位を超えないものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、教育実践学研究科における第 1 項により与えることができる単位数は、第 28 条第 4 項、第 5 項及び前条第 3 項の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて研究科が修了要件として定める単位数の 2 分の 1 を超えないものとする。

(他大学の大学院等における研究指導等)

第 29 条 教育上有益と認められるときは、各研究科(教育実践学研究科を除く。)は、学生がその研究科が協議をした他の大学の大学院又は研究所等(以下「他大学院等」という。)において、必要な研究指導を受けることを認めることができる。

- 2 学生は、前項の他大学院等において、研究指導を受けようとするときは、あらかじめ所属する研究科の承認を受けなければならない。
- 3 第1項の場合において、修士課程及び博士前期課程の学生については、他大学院等で受ける研究指導の期間は、1年を超えないものとする。
- 4 前3項の規定に基づき学生が他大学院等で受けた研究指導は、本大学院の研究科で受けた研究指導の一部とみなすことができる。
- 5 教育上有益と認めるときは、学生は、外国の大学院又は研究所等との協定に基づき、本学と当該大学院又は研究所等において、共同の研究指導を受けることができる。

(入学前の既修得単位等の認定)

第30条 教育上有益と認めるときは、各研究科は、学生が本大学院に入学する前に大学の大学院又は外国の大学院において履修した授業科目について修得した単位(大学院設置基準第15条の規定により準用する大学設置基準(昭和31年文部省令第28号)第31条第1項に規定する科目等履修生及び同条第2項に規定する特別の課程履修生として修得した単位を含む。)を、本大学院の研究科における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は、転入学の場合を除き、本大学院において修得した単位以外のものについては、15単位を超えないものとし、かつ、第28条第3項、第5項、第28条の2第2項及び第28条の3第2項の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて20単位を超えないものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、教育実践学研究科にあつては、第1項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、転入学の場合を除き、当該研究科において修得した単位以外のものについては、第27条第3項、第28条第4項、第5項、第28条の2第3項及び第28条の3第3項の規定により研究科において修得したものとみなす単位数及び第32条第6項の規定により免除する単位数と合わせて研究科が修了要件として定める単位数の2分の1を超えないものとする。

(長期にわたる教育課程の履修)

第31条 各研究科は、その定めるところにより、学生が、職業を有している等の事情により、第15条に規定する標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し課程を修了することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

第8章 修了の要件及び学位の授与

(修了の要件)

第 32 条 修士課程及び博士前期課程の修了の要件は、その研究科に 2 年以上在学し、その研究科が定める授業科目について 30 単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該課程の目的に応じ、その研究科の行う修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、その研究科に 1 年以上在学すれば足りるものとする。

2 博士後期課程の修了の要件は、その研究科に 3 年(専門職大学院設置基準(平成 15 年文部科学省令第 16 号)第 18 条第 1 項の法科大学院の課程を修了した者にあつては、2 年)以上在学し、その研究科が定める授業科目について 12 単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者で、次の表の第 1 欄に該当する者については、同表の第 2 欄に掲げる期間在学すれば足りるものとする。

第 1 欄	第 2 欄
大学院設置基準第 16 条第 1 項本文の規定により修士課程を修了した者又は学校教育法施行規則(昭和 22 年文部省令第 11 号)第 156 条の規定により、本大学院の入学資格に関し、修士の学位若しくは専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者	1 年(標準修業年限 1 年以上 2 年未満の専門職学位課程を修了した者にあつては、3 年から当該 1 年以上 2 年未満の期間を減じた期間)以上
大学院設置基準第 16 条第 1 項ただし書の規定により、優れた業績を上げた者として修士課程を修了した者	その修士課程の在学期間を含めて 3 年以上

3 医学・歯学の博士課程(以下この項において「研究科」という。)の修了の要件は、研究科に 4 年以上在学し、研究科が定める授業科目について 30 単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、研究科に 3 年以上在学すれば足りるものとする。

4 専門職学位課程の修了の要件は、研究科に 2 年以上在学し、研究科が定める単位数以上の修得その他の教育課程の履修により課程を修了することとする。

5 前項の規定にかかわらず、教職大学院の課程の修了の要件は、教育実践学研究科教育実践開発専攻に 2 年以上在学し、45 単位以上(高度の専門的な能力及び優れた資質を有する教員に係る実践的な能力を培うことを目的として小学校等その他の関係機関で行う実習に係る 10 単位以上を含む。)を修得することとする。

6 教育上有益と認めるときは、教育実践学研究科教育実践開発専攻は、同専攻に入学する前の小学校等の教員としての実務の経験を有する者について、10 単位

を超えない範囲で、前項に規定する実習により修得する単位の全部又は一部を免除することができる。

(博士論文研究基礎力審査)

第 32 条の 2 前条第 1 項の規定にかかわらず、博士前期課程の修了の要件は、当該博士課程の目的を達成するために必要と認められる場合には、その研究科の行う修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格することに代えて、その研究科が行う次に掲げる試験及び審査に合格することとすることができる。

- (1) 専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力並びに当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養であって当該博士前期課程において修得し、又は涵養すべきものについての試験
- (2) 博士論文に係る研究を主体的に遂行するために必要な能力であって当該博士前期課程において修得すべきものについての審査

(在学期間の短縮)

第 32 条の 3 各研究科は、第 30 条第 2 項の規定により、学生が本大学院に入学する前に修得した単位(学校教育法第 102 条第 1 項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。)を本大学院の研究科において修得したものとみなす場合であって、当該単位の修得により当該研究科の修士課程又は博士課程(前期及び後期の課程に区分する博士課程における後期の課程を除く。)の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して 1 年を超えない範囲で当該研究科が定める期間在学したものとみなすことができる。ただし、この場合においても、修士課程については、当該課程に少なくとも 1 年以上在学するものとする。

(専門職学位課程における在学期間の短縮)

第 33 条 前条の規定にかかわらず、教育実践学研究科は、第 30 条第 1 項の規定により当該研究科に入学する前に修得した単位を当該研究科において修得したものとみなす場合であって当該単位の修得により当該研究科の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して標準修業年限の 2 分の 1 を超えない範囲で当該研究科が定める期間在学したものとみなすことができる。

第 34 条 削除

(修了の認定)

第 35 条 第 32 条及び第 32 条の 2 に規定する修了の認定は、その研究科の教授会又は研究科委員会の議を経て、学長が行う。

(学位の授与)

第 36 条 本大学院の研究科を修了した者には、その研究科の課程に応じ、修士若しくは博士の学位又は専門職学位を授与する。

2 前項の修士、博士及び専門職学位の学位には、修了した研究科の区分に応じ、専攻分野の名称を付記するものとする。

(論文博士)

第 37 条 前条に定めるもののほか、博士の学位は、博士課程を経ない者であっても、本大学院に博士論文の審査を申請してその審査に合格し、かつ、本大学院の博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認された者に授与する。

(学位に関する規則)

第 38 条 第 32 条第 1 項、第 3 項及び第 4 項に規定する学位論文の審査及び最終試験の方法、第 36 条第 2 項の学位に付記する専攻分野の名称並びに前条に規定する博士論文の審査及び学力の確認その他大学院が授与する学位に関し必要な事項については、新潟大学学位規則で定める。

第 9 章 再入学、移籍、転入学、進学、休学、復学、転学、留学、退学及び除籍

(再入学)

第 39 条 本大学院の研究科を学則第 70 条の規定により退学した者又は学則第 71 条第 1 項第 4 号の規定により除籍された者で、本大学院の同一の研究科に再入学することを志願する者がある場合は、その研究科の教育研究に支障がないときに限り、選考の上、当該研究科の教授会又は研究科委員会の議を経て、学長は、その研究科の相当年次に入学することを許可することがある。

2 前項に係る入学の許可については、第 21 条の 2 の規定を準用する。

(移籍)

第 40 条 本大学院の学生で、本大学院の他の研究科に移籍することを志願する者がある場合は、その研究科の教育研究に支障がないときに限り、選考の上、その研究科の相当年次に移籍することを許可することがある。

(転入学)

第 41 条 他の大学の大学院に在学している者並びに我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程に在学した者(学校教育法第 102 条第 1 項に規定する者に限る。)及び国際連合大学の課程に在学した者で、本大学院の研究科に転入学することを志願する者がある場合は、その研究科の教育研究に支障がないときに限り、選考の上、当該研究科の教授会又は

研究科委員会の議を経て、学長は、その研究科の相当年次に転入学することを許可することがある。

2 前項に係る入学の許可については、第 21 条の 2 の規定を準用する。

(再入学等の場合の単位の取扱い等)

第 42 条 前 3 条の規定により、再入学、移籍又は転入学を許可された者の既に修得した単位の取扱い及び在学期間の通算については、その研究科が認定する。

(進学)

第 43 条 本大学院の修士課程、博士前期課程又は専門職学位課程を修了して、引き続き博士後期課程又は医学・歯学の博士課程に進学することを志願する者がある場合は、選考の上、進学することを許可する。

(休学、復学、転学、留学、退学、除籍及び復籍)

第 44 条 本大学院における学生の休学、復学、転学、留学、退学、除籍及び復籍については、学則第 65 条から第 71 条までの規定を準用する。この場合において、次の表の第 1 欄に掲げる学則の規定中同表の第 2 欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第 3 欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第 1 欄	第 2 欄	第 3 欄
第 65 条 第 67 条第 3 項 第 68 条 第 69 条第 1 項 第 70 条第 2 項	学部の学部長	研究科の研究科長
第 66 条第 1 項	学部の修業年限	研究科の課程の標準修業年限
第 66 条第 3 項 第 69 条第 2 項 第 71 条第 1 項第 2 号	第 40 条	大学院学則第 16 条
第 68 条	他の大学	他の大学の大学院
第 69 条第 1 項	外国の大学等	外国の大学院等
第 69 条第 2 項	第 39 条第 1 項 修業年限	大学院学則第 15 条 標準修業年限
第 71 条第 1 項各号 列記以外の部分	学部の教授会の議を経て、学部長	研究科の教授会又は研究科委員会の議を経て、研究科長
第 71 条第 1 項第 3 号	第 66 条第 1 項ただし書に規定する休学期間	休学期間が大学院学則第 15 条に規定する標準修業年限
第 71 条第 3 項	学部	研究科

第 10 章 表彰及び懲戒

(表彰及び懲戒)

第 45 条 本大学院における学生の表彰及び懲戒については、学則第 72 条及び第 73 条の規定を準用する。この場合において、学則第 72 条第 2 項中「学部長」とあるのは「研究科長」と、「学部」とあるのは「研究科」と、それぞれ読み替えるものとする。

第 11 章 検定料，入学料，授業料及び寄宿料

(検定料，入学料，授業料及び寄宿料)

第 46 条 本大学院における検定料，入学料，授業料及び寄宿料の額，徴収の時期，免除，徴収猶予等については、学則第 74 条から第 79 条まで並びに第 89 条及び第 90 条の規定を準用する。この場合において、学則第 74 条中「本学の学部」とあるのは「本大学院の研究科」と読み替えるものとする。

第 12 章 科目等履修生，研究生，特別聴講学生，外国人留学生及び特別研究学生

(科目等履修生，研究生，特別聴講学生及び外国人留学生)

第 47 条 科目等履修生，研究生，特別聴講学生及び外国人留学生については、学則第 80 条から第 84 条までの規定を準用する。この場合において、次の表の第 1 欄に掲げる学則の規定中同表の第 2 欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第 3 欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第 1 欄	第 2 欄	第 3 欄
第 80 条	教育基盤機構教学マネジメント部門	本大学院の研究科
第 80 条 第 81 条	本学の学生	本大学院の学生
第 80 条 第 82 条	教育基盤機構が公示する	本大学院の研究科が開設する
第 81 条	本学の学部，附置研究所その他学内組織	本大学院の研究科
第 82 条	学部又は他の短期大学	大学院
	他の大学等	他の大学の大学院
第 82 条 第 84 条	本学の学部	本大学院の研究科
第 84 条	大学	大学院

(特別研究学生)

第 48 条 他の大学の大学院の学生で、本大学院の研究科(教育実践学研究科を除く。)において、研究指導を受けることを希望する者がある場合は、その他の大学の大学院との協議に基づき、選考の上、特別研究学生として入学することを許可することがある。

2 特別研究学生については、別に定める。

第 13 章 特別の課程

(特別の課程)

第 49 条 本学の学生以外の者を対象として、学校教育法第 105 条に規定する特別の課程を編成し、これを修了した者に対し、修了の事実を証する証明書を交付することができる。

2 前項に規定する特別の課程を、当該研究科が大学院教育に相当する水準を有すると判断する場合については、第 25 条各項の規定に基づき、単位を与えることができる。

第 14 章 補則

(教員の免許状授与の所要資格の取得)

第 50 条 教員の免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法(昭和 24 年法律第 147 号)及び教育職員免許法施行規則(昭和 29 年文部省令第 26 号)に定める所要の単位を修得しなければならない。

2 本大学院において当該所要資格を取得できる教員の免許状の種類については、各研究科規程の定めるところによる。

附 則

1 この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

2 国立大学法人法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成 15 年法律第 117 号)第 2 条の規定による廃止前の国立学校設置法に基づく新潟大学(以下「旧新潟大学」という。)の大学院人文科学研究科、大学院法学研究科、大学院経済学研究科、大学院医学研究科及び大学院歯学研究科は、第 6 条の規定にかかわらず、平成 16 年 3 月 31 日に当該研究科に在学する者が当該研究科に在学しなくなる日までの間、存続するものとし、当該研究科に在学する者の教育課程等は、なお旧新潟大学の大学院学則の例による。

3 第 6 条の表に掲げる修士課程の学生の収容定員は、同表の規定にかかわらず、令和 8 年度については、次の表に掲げるとおりとする。

研究科	専攻	令和 8 年度
総合学術研究科	人文社会科学専攻	人 60
	自然科学専攻	507
	計	567
現代社会文化研究科	現代文化専攻	10
	社会文化専攻	20
	法政社会専攻	10
	経済経営専攻	20
	計	60

自然科学研究科	数理物質科学専攻	63
	材料生産システム専攻	143
	電気情報工学専攻	137
	生命・食料科学専攻	70
	環境科学専攻	89
	計	502
医歯保健学研究科	健康科学専攻	40
保健学研究科	保健学専攻	20
医歯学総合研究科	医科学専攻	20
	口腔生命福祉学専攻	6
	計	26
合計		1,215

- 4 第6条の表に掲げる博士課程の学生の収容定員は、同表の規定にかかわらず、令和8年度から令和10年度については、次の表のとおりとする。

研究科	専攻	令和8年度	令和9年度	令和10年度
現代社会文化研究科		人	人	人
	人間形成研究専攻	18	18	18
	共生文化研究専攻	21	21	21
	共生社会研究専攻	21	21	21
	計	60	60	60
自然科学研究科	数理物質科学専攻	39	39	39
	材料生産システム専攻	48	48	48
	電気情報工学専攻	39	39	39
	生命・食料科学専攻	39	39	39
	環境科学専攻	45	45	45
	計	210	210	210
医歯保健学研究科	健康科学専攻	10	20	30
	医歯学専攻	101	202	303
	計	111	222	333
保健学研究科	保健学専攻	12	6	
	計	12	6	
医歯学総合研究科	口腔生命福祉学専攻	6	3	
	分子細胞医学専攻	66	44	22
	生体機能調節医学専攻	111	74	37
	地域疾病制御医学専攻	42	28	14
	口腔生命科学専攻	84	56	28
	計	309	205	101
合計		702	703	704

附 則(平成 17 年 2 月 1 日大学院学則第 1 号)

この大学院学則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年 5 月 27 日大学院学則第 2 号)

この大学院学則は、平成 17 年 5 月 27 日から施行する。

ただし、第 19 条における薬学に関する規定は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年 11 月 25 日大学院学則第 3 号)

この大学院学則は、平成 17 年 11 月 25 日から施行する。

附 則(平成 18 年 3 月 31 日大学院学則第 1 号)

この大学院学則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年 3 月 30 日大学院学則第 1 号)

- 1 この大学院学則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この大学院学則の施行の際、現に在籍する学生の改正前に履修した授業科目の認定は、改正後の第 25 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 19 年 12 月 26 日大学院学則第 2 号)

この大学院学則は、平成 19 年 12 月 26 日から施行する。

附 則(平成 20 年 4 月 1 日大学院学則第 1 号)

この大学院学則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 22 年 3 月 31 日大学院学則第 1 号)

この大学院学則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 22 年 9 月 17 日大学院学則第 2 号)

この大学院学則は、平成 22 年 9 月 17 日から施行する。

附 則(平成 23 年 3 月 30 日大学院学則第 1 号)

この大学院学則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年 12 月 28 日大学院学則第 2 号)

この大学院学則は、平成 23 年 12 月 28 日から施行し、平成 23 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 24 年 3 月 30 日大学院学則第 1 号)

この大学院学則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年 3 月 29 日大学院学則第 1 号)

この大学院学則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年 3 月 31 日大学院学則第 1 号)

この大学院学則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年 3 月 31 日大学院学則第 1 号)

- 1 この大学院学則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 実務法学研究科及び実務法学研究科附属地域法実務センターは、改正後の第 5 条及び第 8 条の規定にかかわらず、平成 27 年 3 月 31 日に当該研究科に在学する者が当該研究科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

附 則(平成 28 年 3 月 9 日大学院学則第 1 号)

この大学院学則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 6 月 24 日大学院学則第 2 号)

この大学院学則は、平成 28 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(平成 29 年 3 月 14 日大学院学則第 1 号)

- 1 この大学院学則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 技術経営研究科は、改正後の第 5 条の規定にかかわらず、平成 29 年 3 月 31 日に当該研究科に在学する者が当該研究科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 3 平成 28 年度以前に入学した学生の再入学及び復籍の取扱いについては、改正後の第 39 条第 1 項及び第 44 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 30 年 3 月 27 日大学院学則第 1 号)

この大学院学則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 31 年 3 月 19 日大学院学則第 1 号)

- 1 この大学院学則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 教育学研究科は、改正後の第 5 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 31 年 3 月 31 日に当該研究科に在学する者が当該研究科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

- 3 平成 31 年度における改正後の第 6 条の表に掲げる学生の収容定員は、同表の規定にかかわらず、次の表に掲げるとおりとする。

研究科	専攻	平成 31 年度		
		修士課程	博士課程	専門職学位課程
教育学研究科	教育実践開発専攻	人	人	人
	計			15
教育実践学研究科	教育実践開発専攻			20
	計			20
現代社会文化研究科	現代文化専攻	20		
	社会文化専攻	40		
	法政社会専攻	20		
	経済経営専攻	40		
	人間形成研究専攻		18	
	共生文化研究専攻		21	
	共生社会研究専攻		21	
	計	120	60	
自然科学研究科	数理物質科学専攻	126	39	
	材料生産システム専攻	286	48	
	電気情報工学専攻	244	39	
	生命・食料科学専攻	140	39	
	環境科学専攻	178	45	
	計	974	210	
保健学研究科	保健学専攻	40	18	
医歯学総合研究科	医科学専攻	40		
	口腔生命福祉学専攻	12	9	
	分子細胞医学専攻		88	
	生体機能調節医学専攻		148	
	地域疾病制御医学専攻		56	
	口腔生命科学専攻		112	
	計	52	413	
合計		1,186	701	35

- 4 改正後の第 5 条第 1 項及び第 6 条の表の規定以外の教育学研究科に関する規定は、なお従前の例による。

附 則(令和 2 年 3 月 24 日大学院学則第 1 号)

この大学院学則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 2 年 10 月 23 日大学院学則第 2 号)

この大学院学則は、令和 2 年 11 月 1 日から施行し、令和 2 年 6 月 30 日から適用する。

附 則(令和 2 年 12 月 24 日大学院学則第 3 号)

この大学院学則は、令和 3 年 1 月 1 日から施行し、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(令和 4 年 3 月 25 日大学院学則第 1 号)

この大学院学則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 4 年 5 月 20 日大学院学則第 2 号)

この大学院学則は、令和 4 年 6 月 1 日から施行し、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(令和 4 年 7 月 8 日大学院学則第 3 号)

この大学院学則は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(令和 4 年 9 月 13 日大学院学則第 4 号)

この大学院学則は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(令和 5 年 9 月 14 日大学院学則第 1 号)

この大学院学則は、令和 5 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(令和 7 年 3 月 24 日大学院学則第 1 号)

この大学院学則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(---年---月---日大学院学則第---号)

- 1 この大学院学則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 現代社会文化研究科博士前期課程，自然科学研究科博士前期課程，保健学研究科及び医歯学総合研究科は，改正後の第 6 条第 1 項の規程にかかわらず，令和 8 年 3 月 31 日に当該研究科に在学する者が当該研究科に在学しなくなる日までの間，存続するものとする。

新潟大学大学院学則（案）の変更事項

1. 趣旨

令和8年度の総合学術研究科（修士課程）、医歯保健学研究科（博士前期課程・博士後期課程・博士課程）の設置に伴い，所要の改正を行う。

2. 概要

- ・ 研究科及び課程を改正する。
- ・ 総合学術研究科及び医歯保健学研究科の入学定員及び収容定員に関する規定を整備する。
- ・ 研究科附属の教育研究施設に関する規定を改正する。
- ・ 教育課程の編成に関する規定を整備する。

3. 施行日

令和8年4月1日

新潟大学大学院学則新旧対照表

新	旧																						
目次 第1章 総則(第1条―第4条) 第2章 大学院の組織等(第5条―第8条) 第3章 教育研究評議会、教授会、研究科委員会及び組織の長(第9条―第13条) 第4章 学年、学期及び休業日(第14条) 第5章 標準修業年限及び在学年限(第15条・第16条) 第6章 入学資格、入学の時期及び入学者の選抜等(第17条―第21条の2) 第7章 教育課程(第22条―第31条) 第8章 修了の要件及び学位の授与(第32条―第38条) 第9章 再入学、移籍、転入学、進学、休学、復学、転学、留学、退学及び除籍(第39条―第44条) 第10章 表彰及び懲戒(第45条) 第11章 検定料、入学料、授業料及び寄宿料(第46条) 第12章 科目等履修生、研究生、特別聴講学生、外国人留学生及び特別研究学生(第47条・第48条) 第13章 特別の課程(第49条) 第14章 補則(第50条) 附則 第2章 大学院の組織等 (研究科) 第5条 本大学院に置く研究科は、次の表に掲げるとおりとする。 <table border="1"> <tr> <th>研究科</th><th>課程</th></tr> <tr> <td>教育実践学研究科</td><td>専門職学位課程</td></tr> <tr> <td>総合学術研究科</td><td>修士課程</td></tr> <tr> <td>現代社会文化研究科</td><td>博士課程</td></tr> <tr> <td>自然科学研究科</td><td>博士課程</td></tr> </table>	研究科	課程	教育実践学研究科	専門職学位課程	総合学術研究科	修士課程	現代社会文化研究科	博士課程	自然科学研究科	博士課程	目次 第1章 総則(第1条―第4条) 第2章 大学院の組織等(第5条―第8条) 第3章 教育研究評議会、教授会、研究科委員会及び組織の長(第9条―第13条) 第4章 学年、学期及び休業日(第14条) 第5章 標準修業年限及び在学年限(第15条・第16条) 第6章 入学資格、入学の時期及び入学者の選抜等(第17条―第21条の2) 第7章 教育課程(第22条―第31条) 第8章 修了の要件及び学位の授与(第32条―第38条) 第9章 再入学、移籍、転入学、進学、休学、復学、転学、留学、退学及び除籍(第39条―第44条) 第10章 表彰及び懲戒(第45条) 第11章 検定料、入学料、授業料及び寄宿料(第46条) 第12章 科目等履修生、研究生、特別聴講学生、外国人留学生及び特別研究学生(第47条・第48条) 第13章 特別の課程(第49条) 第14章 補則(第50条) 附則 第2章 大学院の組織等 (研究科) 第5条 本大学院に置く研究科は、次の表に掲げるとおりとする。 <table border="1"> <tr> <th>研究科</th><th>課程</th></tr> <tr> <td>教育実践学研究科</td><td>専門職学位課程</td></tr> <tr> <td>現代社会文化研究科</td><td>博士課程</td></tr> <tr> <td>自然科学研究科</td><td>博士課程</td></tr> <tr> <td>保健学研究科</td><td>博士課程</td></tr> <tr> <td>医歯学総合研究科</td><td>修士課程</td></tr> </table>	研究科	課程	教育実践学研究科	専門職学位課程	現代社会文化研究科	博士課程	自然科学研究科	博士課程	保健学研究科	博士課程	医歯学総合研究科	修士課程
研究科	課程																						
教育実践学研究科	専門職学位課程																						
総合学術研究科	修士課程																						
現代社会文化研究科	博士課程																						
自然科学研究科	博士課程																						
研究科	課程																						
教育実践学研究科	専門職学位課程																						
現代社会文化研究科	博士課程																						
自然科学研究科	博士課程																						
保健学研究科	博士課程																						
医歯学総合研究科	修士課程																						

医歯保健学研究科 博士課程							
2 現代社会文化研究科及び自然科学研究科は、後期3年の課程(以下「博士後期課程」という。) <u>のみの</u> 博士課程とする。		2 現代社会文化研究科、自然科学研究科及び保健学研究科は、 <u>前期2年の課程(以下「博士前期課程」という。)</u> 及び後期3年の課程(以下「博士後期課程」という。) <u>に区分する</u> 博士課程とする。					
3 <u>医歯保健学研究科は、前期2年の課程(以下「博士前期課程」という。)</u> 及び博士後期課程に区分する博士課程並びに医学又は歯学を履修する博士課程(以下「医学・歯学の博士課程」という。)とする。		3 <u>医歯学総合研究科は、修士課程、博士前期課程</u> 及び博士後期課程に区分する博士課程並びに医学又は歯学を履修する博士課程(以下「医学・歯学の博士課程」という。)とする。					
4 前項に規定する博士前期課程は、これを修士課程として取り扱うものとする。		4 前 <u>2</u> 項に規定する博士前期課程は、これを修士課程として取り扱うものとする。					
5 (略)		5 (略)					
(研究科の専攻及びその収容定員等)		(研究科の専攻及びその収容定員等)					
第6条 本大学院の研究科に置く専攻並びにその収容定員及び入学定員は、次の表に掲げるとおりとする。		第6条 本大学院の研究科に置く専攻並びにその収容定員及び入学定員は、次の表に掲げるとおりとする。					
研究科	専攻	修士課程		博士課程		専門職学位課程	
		収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員
教育実践学研究科	教育実践開発専攻	人	人	人	人	人40	人20
<u>総合学術研究科</u>	<u>人文社会科学専攻</u>	<u>120</u>	<u>60</u>				
	<u>自然科学専攻</u>	<u>1,014</u>	<u>507</u>				
	<u>計</u>	<u>1,134</u>	<u>567</u>				
現代社会文化研究科	(削る)	(削る)	(削る)				
	(削る)	(削る)	(削る)				
	(削る)	(削る)	(削る)				
	(削る)	(削る)	(削る)				
	人間形成研究専攻			18	6		
	共生文化研究専攻			21	7		
研究科	専攻	修士課程		博士課程		専門職学位課程	
		収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員
教育実践学研究科	教育実践開発専攻	人	人	人	人	人40	人20
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)				
現代社会文化研究科	<u>現代文化専攻</u>	<u>20</u>	<u>10</u>				
	<u>社会文化専攻</u>	<u>40</u>	<u>20</u>				
	<u>法政社会専攻</u>	<u>20</u>	<u>10</u>				
	<u>経済経営専攻</u>	<u>40</u>	<u>20</u>				
	人間形成研究専攻			18	6		
	共生文化研究専攻			21	7		

	共生社会研究専攻			21	7		
	計	(削る)	(削る)	60	20		
自然科学研究科	数理物質科学専攻	(削る)	(削る)	39	13		
	材料生産システム専攻	(削る)	(削る)	48	16		
	電気情報工学専攻	(削る)	(削る)	39	13		
	生命・食料科学専攻	(削る)	(削る)	39	13		
	環境科学専攻	(削る)	(削る)	45	15		
	計	(削る)	(削る)	210	70		
<u>医歯保健学研究科</u>	<u>健康科学専攻</u>	<u>80</u>	<u>40</u>	<u>30</u>	<u>10</u>		
	<u>医歯学専攻</u>			<u>404</u>	<u>101</u>		
	計	<u>80</u>	<u>40</u>	<u>434</u>	<u>111</u>		
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)		
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)		
	(削る)			(削る)	(削る)		
	(削る)			(削る)	(削る)		
	(削る)			(削る)	(削る)		
合計		<u>1,214</u>	<u>607</u>	<u>704</u>	<u>201</u>	40	20

	共生社会研究専攻			21	7		
	計	<u>120</u>	<u>60</u>	60	20		
自然科学研究科	数理物質科学専攻	<u>126</u>	<u>63</u>	39	13		
	材料生産システム専攻	<u>286</u>	<u>143</u>	48	16		
	電気情報工学専攻	<u>274</u>	<u>137</u>	39	13		
	生命・食料科学専攻	<u>140</u>	<u>70</u>	39	13		
	環境科学専攻	<u>178</u>	<u>89</u>	45	15		
	計	<u>1004</u>	<u>502</u>	210	70		
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)		
保健学研究科	保健学専攻	<u>40</u>	<u>20</u>	<u>18</u>	<u>6</u>		
<u>医歯学総合研究科</u>	<u>医科学専攻</u>	<u>40</u>	<u>20</u>				
	<u>口腔生命福祉学専攻</u>	<u>12</u>	<u>6</u>	<u>9</u>	<u>3</u>		
	<u>分子細胞医学専攻</u>			<u>88</u>	<u>22</u>		
	<u>生体機能調節医学専攻</u>			<u>148</u>	<u>37</u>		
	<u>地域疾病制御医学専攻</u>			<u>56</u>	<u>14</u>		
	<u>口腔生命科学専攻</u>			<u>112</u>	<u>28</u>		
	計	<u>52</u>	<u>26</u>	<u>413</u>	<u>104</u>		
	合計	<u>1,216</u>	<u>608</u>	<u>701</u>	<u>200</u>	40	20

<u>2 前項のほか、総合学術研究科自然科学専攻修士課程の定員に関し、必要な事項は当該研究科において別に定める。</u> (研究科附属の教育研究施設) 第 8 条 <u>医歯保健学研究科</u>に、研究科附属の教育研究施設として、腎研究センターを置く。 第 3 章 教育研究評議会、教授会、研究科委員会及び組織の長 (研究科附属の教育研究施設の長) 第 12 条 <u>医歯保健学研究科</u>附属腎研究センターにセンター長を置く。 第 7 章 教育課程 (教育課程の編成) <u>第 22 条の 2 研究科は、前条の編成方針に基づき、複数の領域を横断する広い学識と高度な専門的知識・技能・態度の能力を修得させるため、必要な授業科目を開設するとともに研究指導体制を整備し、体系的な教育課程を編成するものとする。</u> <u>2 教育課程の編成に関し、必要な事項は、別に定める。</u> (教育内容) <u>第 22 条の 3</u> (略) (研究指導) <u>第 22 条の 4</u> (略) (教育方法の特例) 第 26 条 本大学院において大学院設置基準(昭和 49 年文部省令第 28 号)第 14 条の規定に基づき、入学定員の一部について、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行う研究科及び専攻は、次に掲げるとおりとする。 教育実践学研究科 教育実践開発専攻 総合学術研究科 人文社会科学専攻 自然科学専攻 現代社会文化研究科 (削る) (削る)	(新設) (研究科附属の教育研究施設) 第 8 条 <u>医歯学総合研究科</u>に、研究科附属の教育研究施設として、腎研究センターを置く。 第 3 章 教育研究評議会、教授会、研究科委員会及び組織の長 (研究科附属の教育研究施設の長) 第 12 条 <u>医歯学総合研究科</u>附属腎研究センターにセンター長を置く。 第 7 章 教育課程 (新設) (教育内容) <u>第 22 条の 2</u> (略) (研究指導) <u>第 22 条の 3</u> (略) (教育方法の特例) 第 26 条 本大学院において大学院設置基準(昭和 49 年文部省令第 28 号)第 14 条の規定に基づき、入学定員の一部について、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行う研究科及び専攻は、次に掲げるとおりとする。 教育実践学研究科 教育実践開発専攻 (新設) (新設) (新設) 現代社会文化研究科 <u>現代文化専攻</u> <u>社会文化専攻</u>
---	---

(削る)

(削る)

人間形成研究専攻

共生文化研究専攻

共生社会研究専攻

自然科学研究科

数理物質科学専攻

材料生産システム専攻

電気情報工学専攻

生命・食料科学専攻

環境科学専攻

医歯保健学研究科

健康科学専攻

医歯学専攻

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

附 則

1・2 (略)

3 第6条の表に掲げる修士課程の学生の収容定員は、同表の規定にかかわらず、令和8年度については、次の表に掲げるとおりとする。

研究科	専攻	令和 <u>8</u> 年度
<u>総合学術研究科</u>		<u>人</u>
	<u>人文社会科学専攻</u>	<u>60</u>

法政社会専攻

経済経営専攻

人間形成研究専攻

共生文化研究専攻

共生社会研究専攻

自然科学研究科

数理物質科学専攻

材料生産システム専攻

電気情報工学専攻

生命・食料科学専攻

環境科学専攻

(新設)

(新設)

(新設)

保健学研究科

保健学専攻

医歯学総合研究科

医科学専攻

口腔生命福祉学専攻

分子細胞医学専攻

生体機能調節医学専攻

地域疾病制御医学専攻

口腔生命科学専攻

附 則

1・2 (略)

3 第6条の表に掲げる学生の収容定員は、同表の規定にかかわらず、令和7年度については、次の表に掲げるとおりとする。

研究科	専攻	令和 <u>7</u> 年度		
		<u>修士課程</u>	<u>博士課程</u>	<u>専門職学位課程</u>
<u>教育実践学研究科</u>		<u>人</u>	<u>人</u>	<u>人</u>

	共生文化研究専攻	<u>21</u>	<u>21</u>	<u>21</u>
	共生社会研究専攻	<u>21</u>	<u>21</u>	<u>21</u>
	計	<u>60</u>	<u>60</u>	<u>60</u>
自然科学研究科	数理物質科学専攻	<u>39</u>	<u>39</u>	<u>39</u>
	材料生産システム専攻	<u>48</u>	<u>48</u>	<u>48</u>
	電気情報工学専攻	<u>39</u>	<u>39</u>	<u>39</u>
	生命・食料科学専攻	<u>39</u>	<u>39</u>	<u>39</u>
	環境科学専攻	<u>45</u>	<u>45</u>	<u>45</u>
	計	<u>210</u>	<u>210</u>	<u>210</u>
医歯保健学研究科	健康科学専攻	<u>10</u>	<u>20</u>	<u>30</u>
	医歯学専攻	<u>101</u>	<u>202</u>	<u>303</u>
	計	<u>111</u>	<u>222</u>	<u>333</u>
保健学研究科	保健学専攻	<u>12</u>	<u>6</u>	
	計	<u>12</u>	<u>6</u>	
医歯学総合研究科	口腔生命福祉学専攻	<u>6</u>	<u>3</u>	
	分子細胞医学専攻	<u>66</u>	<u>44</u>	<u>22</u>
	生体機能調節医学専攻	<u>111</u>	<u>74</u>	<u>37</u>
	地域疾病制御医学専攻	<u>42</u>	<u>28</u>	<u>14</u>
	口腔生命科学専攻	<u>84</u>	<u>56</u>	<u>28</u>
	計	<u>309</u>	<u>205</u>	<u>101</u>
合計		<u>702</u>	<u>703</u>	<u>704</u>

附 則

1 この大学院学則は、令和8年4月1日から施行する。

2 現代社会文化研究科博士前期課程、自然科学研究科博士前期課程、保健学研究科及び医歯学総合研究科は、改正後の第6条第1項の規程にかかわらず、令和8年3月31日に当該研究科に在学する者が当該研究科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

(改正理由)

大学院現代社会文化研究科（博士前期課程）、大学院自然科学研究科（博士前期課程）及び大学院医歯学総合研究科、大学院保健学研究科を再編し、総合学術研究科及び医歯保健学研究科を設置することに伴い、所要の改正を行う。

○新潟大学大学院総合学術研究科規程

(--年--月--日院総学第--号)

(趣旨)

第1条 新潟大学大学院総合学術研究科(以下「研究科」という。)の教育方法、学生の履修方法、修了の要件等に関し必要な事項については、新潟大学大学院学則(平成16年大学院学則第1号。以下「大学院学則」という。)に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(課程)

第2条 研究科の課程は、修士課程とする。

(専攻及び学位プログラム)

第3条 研究科に置く専攻及び学位プログラムは、別表第1のとおりとする。

2 前項に掲げる学位プログラムに関し、必要な事項は別に定める。

(教育研究の目的)

第4条 研究科は、現代における科学の発展、持続的で共生可能な人類社会の形成及び多様性に富んだ文化の構築に向けて、人文科学、社会科学又は自然科学に関する高度な専門的知識及び幅広い「知」の統合のための学際的素養を礎として、独創性豊かな優れた研究能力を備え、自ら設定した「問い」を探究し課題を解決できる能力を有した人材の育成を目的とする。

2 研究科の各専攻の目的は、次に掲げるとおりとする。

(1) 人文社会科学専攻は、現代における人文科学及び社会科学の発展、持続的で共生可能な人類社会の形成及び多様性に富んだ文化の構築に向けて、人文科学及び社会科学に関する高度な専門的知識及び幅広い「知」の統合のための学際的素養を礎として、独創性豊かな優れた研究能力を備え、自ら設定した「問い」を探究し課題を解決できる能力を有した人材を養成する。

(2) 自然科学専攻は、理学・工学・農学の各学問領域を包含する自然科学の発展及び持続的で共生可能な人類社会の形成に向けて、自然科学に関する高度な専門的知識及び幅広い「知」の統合のための学際的素養を礎として、独創性豊かな優れた研究能力を備え、自ら設定した「問い」を探究し課題を解決できる能力を有した人材を養成する。

(選抜試験)

第5条 研究科に入学を志願する者については、選抜試験を行い、選考するものとする。

2 選抜試験及び選考方法に関し必要な事項は、別に定める。

(教育方法)

第6条 研究科の教育は、授業科目の履修及び学位論文の作成等に対する指導(以下「研究指導」という。)により行う。

(教育方法の特例)

第7条 教授会が教育上特別の必要があると認めたときは、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行うことができる。

2 教育方法の特例に関し必要な事項は、別に定める。

(長期にわたる教育課程の履修)

第8条 大学院学則第31条の規定による長期にわたる教育課程の履修を希望する者があるときは、教授会の議を経て、その履修を認めることができる。

2 長期にわたる教育課程の履修に関し必要な事項は、別に定める。

(授業科目、単位数及び履修方法)

第9条 授業科目及びその単位数は、別表第2のとおりとする。

2 前項に定める授業科目について、学際的基盤科目群から6単位以上、学位共通科目群から8単位以上、プログラム専門科目群から6単位以上及び課題研究から8単位を含む、合計30単位以上を修得しなければならない。

3 前項に定めるもののほか、履修方法に関し必要な事項は、別に定める。

(単位の計算方法)

第10条 研究科における授業科目の単位の計算方法については、次の基準によるものとする。

(1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で行う授業をもって1単位とする。

(2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で行う授業をもって1単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、大学院学則第24条第2項において準用する新潟大学学則(平成16年学則第1号。以下「学則」という。)第49条に定める1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することが標準であることを踏まえ、これらに必要な学修等を考慮した時間の授業をもって1単位とすることができる。

(一つの授業科目について二以上の方法の併用により行う場合の単位の計算基準)

第11条 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、大学院学則第24条第2項において準用する学則第49条に定める1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することが標準であることを踏まえ、その組み合わせに応じた時間の授業をもって1単位とする。

(指導教員)

第 12 条 学生には、研究指導を担当する主指導教員及び副指導教員を定めるものとする。

- 2 主指導教員は、学生が履修する学位プログラムを担当する教授又は准教授とする。ただし、教授会が必要と認めたときは、研究科を担当する教授、准教授、講師、助教、客員教授、特任教授又は特任准教授をもって代えることができる。
- 3 副指導教員は 2 人とし、研究科を担当する教授、准教授、講師、助教、客員教授、客員准教授、特任教授又は特任准教授とする。
- 4 前 2 項の特任教授及び特任准教授は、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が行う大学・高専機能強化支援事業(高度情報専門人材の確保に向けた機能強化に係る支援)を受けて新潟大学が取り組む新潟大学における高度情報専門人材の育成事業によって雇用された常勤の特任教員に限る。
- 5 教育上有益と認められるときは、本研究科以外の研究科又は本学の研究所等の教員を副指導教員に加えることができる。

(研究指導委員会)

第 13 条 学生の研究及び履修に係る指導を行うため、研究指導委員会(以下「指導委員会」という。)を置く。

- 2 指導委員会は、学生ごとに主指導教員及び副指導教員をもって組織する。
(履修計画及び研究計画)

第 14 条 学生は、入学後 1 箇月以内に指導委員会の指導の下に、研究題目及び履修する授業科目を決定しなければならない。

- 2 学生は、原則として毎学年の始めにその年度に履修する授業科目を定め、所定の履修届を研究科長に提出しなければならない。
- 3 指導委員会は、指導学生と毎学年の始めに 1 年間の研究指導の計画に対する打合せ等を十分に行い、別に定める研究指導計画書により指導学生に研究指導計画を明示した上で、研究指導を行うものとする。

(単位の授与)

第 15 条 授業科目を履修した者に対して試験又は研究報告等を課し、それに合格した学生には、所定の単位を与える。

- 2 病気その他やむを得ない事由により、試験を受けることができない学生については、追試験を行うことができる。
- 3 授業科目の評価は、100 点満点をもって評価し、60 点以上の成績を得た学生を合格、59 点以下の成績を得た学生を不合格とする。
- 4 前項の成績の評語及び基準は、次のとおりとする。

点数	評語	基準
100 点～80 点	A	授業科目の目標に十分に達している。

79 点～70 点	B	授業科目の目標に照らして一定の水準に達している。
69 点～60 点	C	授業科目の目標の最低限を満たしている。
59 点～0 点	D	授業科目の目標の最低限を満たしていない。

(学位論文の提出)

第 16 条 学位論文は、指導委員会の指導を受けて、所定の期日までに、研究科長に提出しなければならない。

(学位論文の審査及び最終試験)

第 17 条 学位論文の審査及び最終試験については、新潟大学学位規則(平成 16 年規則第 30 号。以下「学位規則」という。)の定めるところによる。

(修了の要件)

第 18 条 修了の要件は、研究科に 2 年以上在学し、第 9 条第 2 項に定める単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、学位論文又は特定の課題についての研究成果の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、大学院学則第 32 条第 1 項ただし書きによる優れた業績を上げた者として教授会が認めた者については、研究科に 1 年以上在学すれば足りるものとする。

(修了の認定)

第 19 条 前条に規定する修了の認定は、教授会の議を経て、学長が行う。

(学位の授与)

第 20 条 前条の規定により修了と認定された者には、学位規則の定めるところにより修士の学位を授与する。

2 前項の修士の学位に付記する専攻分野の名称は、「学術」、「文学」、「法学」、「行政学」、「経済学」、「経営学」、「理学」、「工学」又は「農学」とする。

(教員の免許状)

第 21 条 研究科において取得することができる教員の免許状の種類及び免許教科は、別表第 3 のとおりとする。

(雑則)

第 22 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、教授会が別に定める。

附 則

この規程は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1(第 3 条関係)

専攻及び学位プログラム

修士課程

専攻	学位プログラム名称
人文社会科学専攻	人間文化科学プログラム
	現代社会科学プログラム
	アニメ・映像資源科学プログラム
	日本酒学プログラム
自然科学専攻	物質創成・基礎科学プログラム
	システム創成科学プログラム
	生命環境・食料科学プログラム
	情報社会デザイン科学プログラム
	カーボンニュートラル融合科学プログラム
	フィールド科学プログラム
	ひと脳・健康科学プログラム
	アニメ・映像資源科学プログラム
	日本酒学プログラム

別表第2(第9条関係)

授業科目及び単位数

人文社会科学専攻

科目区分	授業科目	単位	備考
学際的基盤科目群	学際的科学総論ⅠA	1	
	学際的科学総論ⅠB	1	
	学際的科学総論ⅠC	1	
	学際的科学総論ⅠD	1	
	学際的科学総論ⅠE	1	
	学際的科学総論Ⅱ	1	
	ライフ・イノベーション研究入門	1	
	ライフ・イノベーション研究演習	1	
	ライフ・イノベーション PBL (M)	2	
	修士のためのキャリアマネジメントセミナー	2	
	修士のためのアカデミックライティング	2	
	海外英語研修	2	
	大型機器分析技術	2	
	データサイエンス概論	2	

学位共通 科目群	人間文化科学 プログラム	メディア文化分野 科目群	修士のためのインターンシップ	1	
			ワーク・ライフ・バランス	1	
			映像文化Ⅰ	2	
			映像文化Ⅱ	2	
			表象文化	2	
			大衆文化	2	
			機能造形	2	
			日本画表現	2	
			西洋音楽文化	2	
			音楽表現論	2	
			声楽演奏論	2	
			音楽教育学	2	
		情報社会文化分野 科目群	情報メディア論	2	
			理論社会学	2	
			ジェンダー論	2	
			保健医療社会学	2	
			文化人類学	2	
			科学技術と社会	2	
		思想科学分野科目 群	宗教思想	2	
			哲学特論Ⅰ	2	
			哲学特論Ⅱ	2	
			哲学特論Ⅲ	2	
		基礎心理学分野科 目群	認知科学特論	2	
			発達心理学特論	2	
			社会心理学特論	2	
			障害児心理学Ⅰ 特論(福祉分野 に関する理論と支援の展開)	2	
			障害児心理学Ⅱ 特論	2	
			障害児言語学特論	2	
			パーソナリティ心理学特論	2	
			応用実験心理学特論	2	
		臨床心理学分野科 目群	臨床心理学特論Ⅰ	2	
			臨床心理学特論Ⅱ	2	
			心理療法特論Ⅰ	2	
			心理療法特論Ⅱ	2	
			精神医学特論(保健医療分野に 関する理論と支援の展開)	2	
			投影法特論	2	
			人格心理学特論	2	

			犯罪心理学特論(司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開)	2	
			学校臨床心理学特論(教育分野に関する理論と支援の展開)	2	
			産業心理学特論(産業・労働分野に関する理論と支援の展開)	2	
			家族心理学特論(家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践)	2	
			メンタルヘルス教育特論(心の健康教育に関する理論と実践)	2	
		人間形成環境科学分野科目群	コミュニティヘルス	2	
			ヘルスケア論	2	
			運動心理学	2	
			運動生理学	2	
			応用健康科学	2	
			健康運動論	2	
			衣環境評価学	2	
			衣環境材料学	2	
			生活経営学	2	
			教育哲学	2	
			教育社会学	2	
			現代リテラシー論Ⅰ	2	
			現代リテラシー論Ⅱ	2	
			教育工学	2	
			高等教育論	2	
			社会認識教育学	2	
		日本社会・言語文化分野科目群	日本言語文化Ⅰ	2	
			日本言語文化Ⅱ	2	
			日本古代言語文化	2	
			日本古典文芸文化各論	2	
			日本古典文芸文化特論	2	
			日本文芸文化	2	
			日本書道文化	2	
			日本社会形成論Ⅰ	2	
			日本社会形成論Ⅱ	2	
			日本社会形成論Ⅲ	2	
			環日本海社会形成論	2	
			形態資料学	2	
			地域文化資源アーカイブ	2	

			日本民俗学	2	
			伝統芸能論	2	
			地理空間学特論	2	
			人文地理学特論	2	
			環境地理学特論	2	
		日本語教育分野科目群	日本語教育Ⅰ	2	
			日本語教育Ⅱ	2	
			日本語教育Ⅲ	2	
			日本語教育Ⅳ	2	
			日本語教育Ⅴ	2	
			日本語教育Ⅵ	2	
			日本語教育Ⅶ	2	
			日本語教育史	2	
		東アジア社会・言語文化分野科目群	中国言語文化Ⅰ	2	
			中国言語文化Ⅱ	2	
			中国古典文化	2	
			中国文芸文化Ⅰ	2	
			中国文芸文化Ⅱ	2	
			中国書道文化	2	
			朝鮮文芸文化	2	
			東アジア歴史文化	2	
			朝鮮歴史文化	2	
			比較考古学	2	
			東アジア言語文化	2	
			環日本海歴史文化	2	
		欧米社会・言語文化分野科目群	英米言語文化論Ⅰ	2	
			英米言語文化論Ⅱ	2	
			英米言語文化論Ⅲ	2	
			英米言語文化論Ⅳ	2	
			英米文芸文化論Ⅰ	2	
			英米文芸文化論Ⅱ	2	
			英米文芸文化論Ⅲ	2	
			言語学	2	
			フランス言語文化	2	
			フランス思想史	2	
			英米歴史文化	2	
			ヨーロッパ歴史文化Ⅰ	2	
			ヨーロッパ歴史文化Ⅱ	2	
			環地中海歴史文化	2	

現代社会科学 プログラム	行政ネットワーク 分野科目群	西洋美術史	2	
		憲法Ⅰ	2	
		行政法	2	
		法社会学Ⅰ	2	
		政治学	2	
		政治学Ⅱ	2	
		国際政治史	2	
		政治思想	2	
		行政学	2	
		国際法	2	
		租税法	2	
		情報法	2	
		社会保障法	2	
	法制ネットワーク 分野科目群	民法Ⅰ	2	
		民法Ⅱ	2	
		民法Ⅲ	2	
		刑法Ⅰ	2	
		刑事訴訟法Ⅰ	2	
		刑事訴訟法Ⅱ	2	
		労働法	2	
		商法Ⅰ	2	
		損害賠償法	2	
		金融取引法	2	
	国際社会分野科目 群	憲法Ⅰ	2	
		Japanese Family Law and Society	2	
		International Law	2	
		Politics in Contemporary Japan	2	
	理論・計量経済分 野科目群	Political Economy	2	
		ミクロ経済学	2	
		組織の経済学	2	
		計量経済分析	2	
		環境経済学	2	
		労働経済学	2	
		ゲーム理論	2	
		マクロ経済学	2	
		国際マクロ経済学	2	
		経済統計学	2	

		グローバル社会経済ネットワーク分野科目群	応用ミクロ経済学	2	
			財政学	2	
			世界経済史	2	
			比較経済思想史	2	
			アメリカ経済	2	
			ロシア東欧経済	2	
			EU 経済	2	
			中国経済	2	
			開発途上国経済	2	
			政治経済学	2	
			ゲーム理論	2	
		マネジメント分野科目群	公共経済学	2	
			公共選択論	2	
			中小企業論	2	
			地方財政	2	
			経営戦略論	2	
			経営組織	2	
			組織行動論	2	
			医療経営	2	
			マーケティング論	2	
			行政学	2	
			行政法	2	
			組織の経済学	2	
			マクロ経済学	2	
			技術経営	2	
		アカウンティング分野科目群	財務会計	2	
			管理会計	2	
			国際会計	2	
			経営税務	2	
			租税法	2	
	アニメ・映像資源科学プログラム	映像資源文化分野科目群	映像文化Ⅰ	2	
			映像文化Ⅱ	2	
			表象文化	2	
			大衆文化	2	
			情報メディア論	2	
			西洋美術史	2	
			日本社会形成論Ⅰ	2	
			日本社会形成論Ⅲ	2	
			環日本海社会形成論	2	

			形態資料学	2	
			地域文化資源アーカイブ	2	
			日本民俗学	2	
			文化人類学	2	
			伝統芸能論	2	
			地理空間学特論	2	
			人文地理学特論	2	
		映像資源科学分野 科目群	画像処理特論	2	
			デバイス・センサ特論	2	
			有機エレクトロニクス特論	2	
			視覚情報処理特論	2	
			ソフトマテリアル特論	2	
			複合材料設計化学	2	
			機能性材料評価学特論	2	
			デザイン表現特論	2	
			計算知能特論	2	
			建築計画・設計学特論	2	
			風景計画特論	2	
			都市デザイン特論	2	
	日本酒学プログラム	日本酒生命食料科学分野科目群	糖鎖生物学	2	
			バイオイノベーション特論	2	
			細胞生物学特論	2	
			植物生理学特論	2	
			植物分子遺伝学特論 I	2	
			植物分子生物学	2	
			植物環境応答学概論	2	
			植物細胞工学特論	2	
			微生物機能学	2	
			微生物分子遺伝学	2	
			微生物天然物化学	2	
			動物栄養生理学	2	
			米利用科学論	2	
			食品評価学	2	
			食品生化学	2	
			食品分子機能学	2	
			食品工学概論	2	
			醸造学特論	2	
			食品・農業情報工学特論	2	
			食品品質管理学	2	

			環境土壌学	2	
			環境分子生態学	2	
			木質成分化学	2	
			食料流通論	2	
			植物病理学特論	2	
			植物エピジェネティクス概論	2	
			動物・植物相互関係論	2	
			動物量的遺伝学	2	
			動物機能形態論	2	
			動物生殖細胞利用論	2	
		日本酒経済経営分野科目群	日本酒と自治体政策	2	
			日本酒アントレプレナーシップ論	2	
			日本酒酒蔵の中小企業論	2	
			日本酒とブランディング	2	
			酒蔵組織の企業行動論	2	
			酒類行政論	2	
プログラム 専門科目群	人間文化科学プログラム専門科目群		映像文化Ⅰ演習	2	
			表象文化演習	2	
			大衆文化演習	2	
			アニメ文化解析演習	2	
			機能造形演習	2	
			日本画表現演習	2	
			西洋音楽文化演習	2	
			音楽表現論演習	2	
			声楽演奏論演習	2	
			音楽教育学演習	2	
			情報メディア論演習	2	
			理論社会学演習	2	
			ジェンダー論演習	2	
			保健医療社会学演習	2	
			文化人類学演習	2	
			科学技術と社会演習	2	
			宗教思想演習	2	
			哲学演習Ⅰ	2	
			哲学演習Ⅱ	2	
			哲学演習Ⅲ	2	
			発達心理学演習	2	
			社会心理学演習	2	

	障害児心理学Ⅰ演習	2	
	障害児心理学Ⅱ演習	2	
	障害児言語学演習	2	
	パーソナリティ心理学演習	2	
	応用実験心理学演習	2	
	臨床心理面接特論Ⅰ（心理支援に関する理論と実践）	2	
	臨床心理面接特論Ⅱ	2	
	臨床心理基礎実習Ⅰ	1	
	臨床心理基礎実習Ⅱ	1	
	臨床心理実習Ⅰ（心理実践実習）	1	
	臨床心理実習Ⅱ	1	
	臨床心理実習Ⅲ（心理実践実習）	1	
	臨床心理査定演習Ⅰ（心理的アセスメントに関する理論と実践）	2	
	臨床心理査定演習Ⅱ	2	
	コミュニティヘルス演習	2	
	ヘルスケア論演習	2	
	運動心理学演習	2	
	運動生理学演習	2	
	応用健康科学演習	2	
	健康運動論演習	2	
	衣環境評価学演習	2	
	衣環境材料学演習	2	
	生活経営学演習	2	
	教育哲学演習	2	
	教育社会学演習	2	
	現代リテラシー論Ⅰ演習	2	
	現代リテラシー論Ⅱ演習	2	
	教育工学演習	2	
	社会認識教育学演習	2	
	日本言語文化Ⅰ演習	2	
	日本言語文化Ⅱ演習	2	
	日本古代言語文化演習	2	
	日本古典文芸文化各論演習	2	
	日本古典文芸文化特論演習	2	

	日本文芸文化演習	2	
	日本書道文化演習	2	
	日本社会形成論Ⅰ演習	2	
	日本社会形成論Ⅱ演習	2	
	日本社会形成論Ⅲ演習	2	
	環日本海社会形成論演習	2	
	形態資料学演習	2	
	地域文化資源アーカイブ演習	2	
	日本民俗学演習	2	
	伝統芸能論演習	2	
	地理空間学演習	2	
	人文地理学演習	2	
	環境地理学演習	2	
	日本語教育実習	2	
	日本語教育実践研究	2	
	中国言語文化Ⅰ演習	2	
	中国言語文化Ⅱ演習	2	
	中国古典文化演習	2	
	中国文芸文化Ⅰ演習	2	
	中国文芸文化Ⅱ演習	2	
	中国書道文化演習	2	
	朝鮮文芸文化演習	2	
	東アジア歴史文化演習	2	
	朝鮮歴史文化演習	2	
	比較考古学演習	2	
	東アジア比較文化演習	2	
	環日本海歴史文化演習	2	
	英米言語文化論Ⅰ演習	2	
	英米言語文化論Ⅱ演習	2	
	英米言語文化論Ⅲ演習	2	
	英米言語文化論Ⅳ演習	2	
	英米文芸文化論Ⅰ演習	2	
	英米文芸文化論Ⅱ演習	2	
	英米文芸文化論Ⅲ演習	2	
	言語学演習	2	
	フランス言語文化演習	2	
	フランス思想史演習	2	
	英米歴史文化演習	2	
	ヨーロッパ歴史文化Ⅰ演習	2	

現代社会科学プログラム専門科目群	ヨーロッパ歴史文化Ⅱ演習	2	
	環地中海歴史文化演習	2	
	西洋美術史演習	2	
	憲法Ⅰ演習	2	
	行政法演習	2	
	法社会学Ⅰ演習	2	
	政治学演習	2	
	政治学Ⅱ演習	2	
	国際政治史演習	2	
	政治思想演習	2	
	行政学演習	2	
	国際法演習	2	
	租税法演習	2	
	情報法演習	2	
	社会保障法演習	2	
	民法Ⅰ演習	2	
	民法Ⅱ演習	2	
	民法Ⅲ演習	2	
	刑法Ⅰ演習	2	
	刑事訴訟法Ⅰ演習	2	
	刑事訴訟法Ⅱ演習	2	
	労働法演習	2	
	商法Ⅰ演習	2	
	損害賠償法演習	2	
	金融取引法演習	2	
	ミクロ経済学演習	2	
	組織の経済学演習	2	
	計量経済分析演習	2	
	環境経済学演習	2	
	労働経済学演習	2	
	ゲーム理論演習	2	
	マクロ経済学演習	2	
	国際マクロ経済学演習	2	
	応用ミクロ経済学演習	2	
	財政学演習	2	
	世界経済史演習	2	
	比較経済思想史演習	2	
	アメリカ経済演習	2	
	ロシア東欧経済演習	2	

		EU 経済演習	2	
		中国経済演習	2	
		開発途上国経済演習	2	
		政治経済学演習	2	
		公共経済学演習	2	
		公共選択論演習	2	
		中小企業論演習	2	
		地方財政演習	2	
		経営戦略論演習	2	
		経営組織演習	2	
		組織行動演習	2	
		医療経営演習	2	
		マーケティング論演習	2	
		技術経営演習	2	
		財務会計演習	2	
		管理会計演習	2	
		国際会計演習	2	
		経営税務演習	2	
	アニメ・映像資源科学プログラム 専門科目群	知的財産論	2	
		アニメ文化解析演習	2	
		デジタル映像資源演習	2	
		地域文化資源アーカイブ演習	2	
		映像資源科学演習Ⅰ	1	
		映像資源科学演習Ⅱ	1	
		映像資源科学演習Ⅲ	1	
		映像資源科学演習Ⅳ	1	
	日本酒学プログラム専門科目群	日本酒学演習Ⅰ	1	
		日本酒学演習Ⅱ	1	
		日本酒学演習Ⅲ	1	
		日本酒学演習Ⅳ	1	
		研究発表演習(中間発表)	1	
		研究発表演習(学外発表)	1	
		日本酒学概論Ⅰ(自然科学)	1	
		日本酒学概論Ⅱ(人文社会科学)	1	
		日本酒学概論Ⅲ(医歯学・保健学)	1	
		日本酒学概論Ⅳ(総合実践学)	1	
		基礎日本酒学実習	2	

課題研究		発展日本酒学実習	1	
		日本酒学セミナー	1	
		課題研究Ⅰ-A(メディア文化)	2	
		課題研究Ⅱ-A(メディア文化)	2	
		課題研究Ⅲ-A(メディア文化)	2	
		課題研究Ⅳ-A(メディア文化)	2	
		課題研究Ⅰ-A(情報社会文化)	2	
		課題研究Ⅱ-A(情報社会文化)	2	
		課題研究Ⅲ-A(情報社会文化)	2	
		課題研究Ⅳ-A(情報社会文化)	2	
		課題研究Ⅰ-A(思想科学)	2	
		課題研究Ⅱ-A(思想科学)	2	
		課題研究Ⅲ-A(思想科学)	2	
		課題研究Ⅳ-A(思想科学)	2	
		課題研究Ⅰ-A(基礎心理学)	2	
		課題研究Ⅱ-A(基礎心理学)	2	
		課題研究Ⅲ-A(基礎心理学)	2	
		課題研究Ⅳ-A(基礎心理学)	2	
		課題研究Ⅰ-A(臨床心理学)	2	
		課題研究Ⅱ-A(臨床心理学)	2	
		課題研究Ⅲ-A(臨床心理学)	2	
		課題研究Ⅳ-A(臨床心理学)	2	
		課題研究Ⅰ-A(人間形成環境科学)	2	
		課題研究Ⅱ-A(人間形成環境科学)	2	
		課題研究Ⅲ-A(人間形成環境科学)	2	
		課題研究Ⅳ-A(人間形成環境科学)	2	
		課題研究Ⅰ-A(日本社会・言語文化)	2	
		課題研究Ⅱ-A(日本社会文化)	2	
		課題研究Ⅲ-A(日本社会文化)	2	
		課題研究Ⅳ-A(日本社会文化)	2	
		課題研究Ⅱ-A(日本言語文化)	2	
		課題研究Ⅲ-A(日本言語文化)	2	
		課題研究Ⅳ-A(日本言語文化)	2	
		課題研究Ⅰ-A(日本語教育)	2	

	課題研究Ⅱ-A(日本語教育)	2	
	課題研究Ⅲ-A(日本語教育)	2	
	課題研究Ⅳ-A(日本語教育)	2	
	課題研究Ⅰ-A(東アジア社会・言語文化)	2	
	課題研究Ⅱ-A(東アジア社会文化)	2	
	課題研究Ⅲ-A(東アジア社会文化)	2	
	課題研究Ⅳ-A(東アジア社会文化)	2	
	課題研究Ⅱ-A(東アジア言語文化)	2	
	課題研究Ⅲ-A(東アジア言語文化)	2	
	課題研究Ⅳ-A(東アジア言語文化)	2	
	課題研究Ⅰ-A(欧米社会・言語文化)	2	
	課題研究Ⅱ-A(欧米社会文化)	2	
	課題研究Ⅲ-A(欧米社会文化)	2	
	課題研究Ⅳ-A(欧米社会文化)	2	
	課題研究Ⅱ-A(英米言語文化)	2	
	課題研究Ⅲ-A(英米言語文化)	2	
	課題研究Ⅳ-A(英米言語文化)	2	
	課題研究Ⅱ-A(ヨーロッパ言語文化)	2	
	課題研究Ⅲ-A(ヨーロッパ言語文化)	2	
	課題研究Ⅳ-A(ヨーロッパ言語文化)	2	
	課題研究Ⅰ-B(行政ネットワーク)	2	
	課題研究Ⅱ-B(行政ネットワーク)	2	
	課題研究Ⅲ-B(行政ネットワーク)	2	
	課題研究Ⅳ-B(行政ネットワーク)	2	
	課題研究Ⅰ-B(法制ネットワーク)	2	

	課題研究Ⅱ-B(法制ネットワーク)	2	
	課題研究Ⅲ-B(法制ネットワーク)	2	
	課題研究Ⅳ-B(法制ネットワーク)	2	
	課題研究Ⅰ-B(国際社会)	2	
	課題研究Ⅱ-B(国際社会)	2	
	課題研究Ⅲ-B(国際社会)	2	
	課題研究Ⅳ-B(国際社会)	2	
	課題研究Ⅰ-B(理論・計量経済)	2	
	課題研究Ⅱ-B(理論・計量経済)	2	
	課題研究Ⅲ-B(理論・計量経済)	2	
	課題研究Ⅳ-B(理論・計量経済)	2	
	課題研究Ⅰ-B(グローバル社会経済ネットワーク)	2	
	課題研究Ⅱ-B(グローバル社会経済ネットワーク)	2	
	課題研究Ⅲ-B(グローバル社会経済ネットワーク)	2	
	課題研究Ⅳ-B(グローバル社会経済ネットワーク)	2	
	課題研究Ⅰ-B(マネジメント)	2	
	課題研究Ⅱ-B(マネジメント)	2	
	課題研究Ⅲ-B(マネジメント)	2	
	課題研究Ⅳ-B(マネジメント)	2	
	課題研究Ⅰ-B(アカウンティング)	2	
	課題研究Ⅱ-B(アカウンティング)	2	
	課題研究Ⅲ-B(アカウンティング)	2	
	課題研究Ⅳ-B(アカウンティング)	2	
	課題研究Ⅰ-F(映像資源文化)	2	
	課題研究Ⅱ-F(映像資源文化)	2	
	課題研究Ⅲ-F(映像資源文化)	2	

	課題研究Ⅳ-F(映像資源文化)	2	
	課題研究Ⅰ-G(日本酒学・経済学)	2	
	課題研究Ⅱ-G(日本酒学・経済学)	2	
	課題研究Ⅲ-G(日本酒学・経済学)	2	
	課題研究Ⅳ-G(日本酒学・経済学)	2	

自然科学専攻

科目区分			授業科目	単位	備考
学際的基盤科目群			学際的科学総論ⅠA	1	
			学際的科学総論ⅠB	1	
			学際的科学総論ⅠC	1	
			学際的科学総論ⅠD	1	
			学際的科学総論ⅠE	1	
			学際的科学総論Ⅱ	1	
			ライフ・イノベーション研究入門	1	
			ライフ・イノベーション研究演習	1	
			ライフ・イノベーションPBL(M)	2	
			修士のためのキャリアマネジメントセミナー	2	
			修士のためのアカデミックライティング	2	
			海外英語研修	2	
			大型機器分析技術	2	
			データサイエンス概論	2	
			修士のためのインターンシップ	1	
			ワーク・ライフ・バランス	1	
学位共通科目群	物質創成・基礎科学プログラム	物質宇宙基礎科学分野科目群	実験素粒子物理学Ⅰ	2	
			実験素粒子物理学Ⅱ	2	
			理論素粒子物理学Ⅰ	2	
			理論素粒子物理学Ⅱ	2	
			理論素粒子物理学Ⅲ	2	

			宇宙素粒子物理学概論	2	
			原子核実験特論	2	
			原子核理論特論Ⅰ	2	
			宇宙物理学特論Ⅰ	2	
			宇宙物理学特論Ⅱ	2	
			宇宙物理学特論Ⅲ	2	
			固体物性物理学Ⅰ	2	
			固体物性物理学Ⅱ	2	
			固体物性物理学Ⅲ	2	
			固体物性物理学Ⅳ	2	
			物性理論特論Ⅰ	2	
			物性理論特論Ⅱ	2	
			原子分子物理学	2	
			原子核量子多体論概論	2	
			不安定核物理学概論	2	
			実験核物理学概論	2	
			医学物理学総論	2	
			放射線物理学特論	2	
			放射線計測学特論	2	
			放射線防護学特論	2	
			放射線関連法規	2	
			原子力規制学総論	1	
			原子力規制キャリア教育	1	
			放射線計測実習	1	
			原子力エネルギー特論	2	
		数理科学分野科目群	代数構造特論	2	
			整数論	2	
			代数的整数論	2	
			代数多様体論	2	
			位相幾何学特論	2	
			微分位相幾何学特論	2	
			微分幾何学特論	2	
			複素解析特論	2	
			関数解析特論	2	
			偏微分方程式論	2	
			関数空間特論	2	
			最適化概論	2	
			ベイズ統計学概論	2	
		基礎化学分野科目	溶液化学特論	2	

		群	核化学特論	2	
			有機合成方法論Ⅰ	2	
			有機合成方法論Ⅱ	2	
			構造有機化学特論	2	
			分子生理化学	2	
			凝縮相物性論	2	
			反応化学概論	2	
			化学反応計測学	2	
			量子反応速度論	2	
			電気化学要論	2	
		物質材料科学分野 科目群	固体電子材料論	2	
			金属材料物性論	2	
			電子移動反応論	2	
			表面光化学	2	
			応用無機材料化学	2	
			複合材料設計化学	2	
			生物機能工学	2	
			機能性材料評価学特論	2	
			生物機能材料科学	2	
			ソフトマテリアルト論	2	
			エネルギー変換材料論	2	
		素材創成化学分野 科目群	表面計測化学	2	
			機能性高分子材料化学	2	
			エネルギー化学特論	2	
			精密高分子合成化学	2	
			無機物性化学	2	
			環境計測化学	2	
			無機材料物性化学	2	
			エネルギー材料解析化学	2	
			エネルギー転換プロセス 特論	2	
			精密反応設計化学	2	
			粉体工学特論	2	
			乳化分散系化学特論	2	
			拡散操作特論	2	
	システム創成科学 プログラム	先進機械システム 分野科目群	エネルギー変換論	2	
			先端機器・機械論	2	
			光エネルギー工学	2	
			連続体力学特論	2	

			機械情報可視化論	2	
			振動解析・制御特論	2	
			機械音響工学論	2	
			マイクロロボティクス論	2	
			生産加工学特論	2	
			宇宙探査ロボティクス特論	2	
			マイクロマシン工学特論	2	
			機械材料学特論	2	
			機能性表面特論	2	
		電子情報通信システム分野科目群	デジタル無線伝送工学	2	
			デバイス・センサ特論	2	
			有機エレクトロニクス特論	2	
			応用超伝導工学	2	
			電子光デバイス特論	2	
			画像処理特論	2	
			光エレクトロニクス特論	2	
			電子機器特論	2	
			電子情報通信特論	2	
			電子材料分析評価法特論	2	
			薄膜工学特論	2	
			電子・光機能性材料特論	2	
			高電圧大電流工学特論	2	
			光コヒーレンス工学	2	
			プラズマ物性特論	2	
		人間情報システム分野科目群	生体情報工学特論	2	
			神経生理工学特論	2	
			支援システム特論	2	
			コミュニケーション支援特論	2	
			デザイン表現特論	2	
			演奏表現特論	2	
			音声聴覚情報処理特論	2	
			分子生体機能工学特論	2	
			立体造形特論	2	
			運動生理学特論	2	
			視覚情報処理特論	2	
			液体物理学特論	2	

	生命環境・食料科学プログラム	基礎生命科学分野 科目群	保健理工学概論	2	
			人間情報学特別講義(心理)	2	
			人間情報学特別講義(感性)	2	
			免疫細胞生物学	2	
			遺伝子工学概論	2	
			糖鎖生物学	2	
			構造生物学特論	2	
			分子細胞生理学特論	2	
			バイオイノベーション特論	2	
			細胞生物学特論	2	
			植物生理学特論	2	
			神経内分泌学	2	
			植物分子遺伝学特論 I	2	
			動物ゲノム多様性概論	2	
			比較認知生態学	2	
			先端臨海実習	2	
			生物形態機能論	2	
			共生生物学特論	2	
			動物進化発生学特論 I	2	
		応用生命・食品科学分野科目群	食品加工技術論	1	
			食の安全・安心論	1	
			植物分子生物学	2	
			植物環境応答学概論	2	
			植物細胞工学特論	2	
			微生物機能学	2	
			微生物分子遺伝学	2	
			微生物天然物化学	2	
			動物栄養生理学	2	
			米利用科学論	2	
			食品評価学	2	
			食品生化学	2	
			食品分子機能学	2	
			食品工学概論	2	
			醸造学特論	2	
			食品・農業情報工学特論	2	
			食品品質管理学	2	

			環境土壌学	2	
			環境分子生態学	2	
			木質成分化学	2	
	生物資源科学分野 科目群		食料流通論	2	
			植物細胞工学特論	2	
			植物病理学特論	2	
			植物病原学特論	2	
			植物エピジェネティクス 概論	2	
			農作物学特論	2	
			作物生理学特論	2	
			動物・植物相互関係論	2	
			動物量的遺伝学	2	
			動物機能形態論	2	
			動物生殖細胞利用論	2	
	流域環境学分野科 目群		野生植物生態学特論	2	
			森林遺伝育種学特論	2	
			島嶼生態学特論	2	
			森林保全工学特論	2	
			森林空間計測学特論	2	
			農村計画学特論	2	
			農地工学特論	2	
			基盤施設工学特論	2	
			生産機械利用学特論	2	
			食品・農業情報工学特論	2	
			生物機械工学特論	2	
			精密農業概論	2	
			水文学特論	2	
			農業水利調整論	2	
			流域環境思想論	2	
			陸域環境動態特論	2	
			昆虫生態学特論	2	
			大気影響評価学特論	2	
			大気環境科学特論	2	
			生物センシング工学特論	2	
	都市・環境デザイ ン分野科目群		計算力学特論	2	
			コンクリート工学特論	2	
			維持管理工学特論	2	
			海岸環境工学特論	2	

			環境地盤学特論	2	
			建築構造設計特論	2	
			建築構造設計演習	2	
			建築振動学特論	2	
			建築計画・設計学特論	2	
			住居建築計画特論	2	
			建築環境工学特論	2	
			建築環境計画特論	2	
			建築環境計画演習	2	
			建築設備設計特論	2	
			建築設備設計演習	2	
			建築環境解析学演習	2	
			風景計画特論	2	
			都市デザイン特論	2	
			景観まちづくり演習	2	
		地質学分野科目群	岩石学Ⅰ	2	
			岩石学Ⅱ	2	
			鉱物学	2	
			構造岩石学	2	
			地質調査法特論	2	
			マントル・地殻ダイナミクス	2	
			ダイナミック層序学	2	
			地球表層の物質循環と資源	2	
			進化形態学	2	
			古環境解析特論	2	
		自然災害科学分野科目群	気象災害特論	2	
			水災害特論	2	
			雪氷環境特論	2	
			第四紀・地盤災害特論	2	
			応用地形学特論	2	
			災害地球化学特論	2	
			火山災害特論	2	
	アニメ・映像資源科学プログラム	映像資源文化分野科目群	映像文化Ⅰ	2	
			映像文化Ⅱ	2	
			表象文化	2	
			大衆文化	2	
			情報メディア論	2	

			西洋美術史	2	
			日本社会形成論Ⅰ	2	
			日本社会形成論Ⅲ	2	
			環日本海社会形成論	2	
			形態資料学	2	
			地域文化資源アーカイブ	2	
			日本民俗学	2	
			文化人類学	2	
			伝統芸能論	2	
			地理空間学特論	2	
			人文地理学特論	2	
	映像資源科学分野 科目群		画像処理特論	2	
			デバイス・センサ特論	2	
			有機エレクトロニクス特論	2	
			視覚情報処理特論	2	
			ソフトマテリアル特論	2	
			複合材料設計化学	2	
			機能性材料評価学特論	2	
			デザイン表現特論	2	
			計算知能特論	2	
			建築計画・設計学特論	2	
			風景計画特論	2	
			都市デザイン特論	2	
	日本酒学プログラム	日本酒生命食料科学分野科目群	糖鎖生物学	2	
			バイオイノベーション特論	2	
			細胞生物学特論	2	
			植物生理学特論	2	
			植物分子遺伝学特論Ⅰ	2	
			植物分子生物学	2	
			植物環境応答学概論	2	
			植物細胞工学特論	2	
			微生物機能学	2	
			微生物分子遺伝学	2	
			微生物天然物化学	2	
			動物栄養生理学	2	
			米利用科学論	2	
			食品評価学	2	

			食品生化学	2	
			食品分子機能学	2	
			食品工学概論	2	
			醸造学特論	2	
			食品・農業情報工学特論	2	
			食品品質管理学	2	
			環境土壌学	2	
			環境分子生態学	2	
			木質成分化学	2	
			食料流通論	2	
			植物病理学特論	2	
			植物エピジェネティクス概論	2	
			動物・植物相互関係論	2	
			動物量的遺伝学	2	
			動物機能形態論	2	
			動物生殖細胞利用論	2	
		日本酒経済経営分野科目群	日本酒と自治体政策	2	
			日本酒アントレプレナーシップ論	2	
			日本酒酒蔵の中小企業論	2	
			日本酒とブランディング	2	
			酒蔵組織の企業行動論	2	
			酒類行政論	2	
	情報社会デザイン 科学プログラム	情報工学分野科目群	ネットワーク・セキュリティ特論	2	
			移動体ネットワーク特論	2	
			電磁波工学特論	2	
			計算論：計算可能性の理論	2	
			プログラミング方法論	2	
			電磁環境計測特論	2	
			リモートセンシング概論	2	
			情報セキュリティ特論	2	
		データサイエンス 分野科目群	データマネジメント工学	2	
			人工知能特論	2	
			ゲノム情報解析概論	2	
			計算知能特論	2	
			応用解析学特論	2	

			応用代数学特論	2	
			情報数理特論	2	
			数理最適化概論	2	
			数値計算特論	2	
			システム工学特論	2	
		社会システム工学 分野科目群	プロジェクトマネジメン ト特論	2	
			リスクマネジメント特論	2	
			生産マネジメント特論	2	
			プロジェクトマネジメン ト演習	2	
			デザイン思考特論	2	
		経営学分野科目群	技術経営戦略特論	2	
			会計管理特論	2	
			ブランディング特論	2	
			産業技術政策特論	2	
			ビジネス実務概論	2	
	カーボンニュート ラル融合科学プロ グラム	電気エネルギー総 合理工学分野科目 群	高電圧大電流工学特論	2	
			応用超伝導工学	2	
			有機エレクトロニクス特 論	2	
			デバイス・センサ特論	2	
			電子光デバイス特論	2	
			電子・光機能性材料特論	2	
			電子材料分析評価法特論	2	
			機械情報可視化論	2	
			固体物性物理学Ⅰ	2	
			固体物性物理学Ⅱ	2	
			化学反応計測学	2	
		熱・化学エネルギー総 合理工学分野 科目群	エネルギー関連国際学会 コミュニケーション法	2	
			エネルギー化学特論	2	
			水素エネルギー・製造輸 送論	2	
			再生可能エネルギー概論	2	
			エネルギー変換論	2	
			光エネルギー工学	2	
			電子移動反応論	2	
			エネルギー変換材料論	2	

	フィールド科学プログラム		エネルギー材料解析化学	2	
			溶液化学特論	2	
			地球表層の物質循環と資源	2	
			水素制御管理特論	2	
			エネルギー転換プロセス特論	2	
		地球惑星科学分野 科目群	森林保全工学特論	2	
			地圏環境論Ⅰ	2	
			フィールド惑星科学特論	2	
			環境化学要論Ⅱ	2	
			大気物理学特論Ⅰ	2	
			環境化学要論Ⅰ	2	
			第四紀・地盤災害特論	2	
			気象災害特論	2	
			水災害特論	2	
			災害地球化学特論	2	
			水文学特論	2	
			地球表層の物質循環と資源	2	
			進化形態学	2	
			応用地形学特論	2	
			火山噴火史調査法	2	
			気候物理学特論	2	
			大気影響評価学特論	2	
			大気環境科学特論	2	
		自然共生科学分野 科目群	希少生物学特論	2	
			流域環境思想論	2	
			野生植物生態学特論	2	
			島嶼生態学特論	2	
			進化生物学特論Ⅳ	2	
			神経内分泌学	2	
			先端臨海実習	2	
			進化生物学特論Ⅱ	2	
			SDGs 入門演習	2	
			森林遺伝育種学特論	2	
			都市デザイン特論	2	
			農業水利調整論	2	
			森林空間計測学特論	2	

	ひと脳・健康科学プログラム		生態学特論	2	
			進化生物学特論 I	2	
			生物形態機能論	2	
			人文地理学特論	2	
			地理空間学特論	2	
		ひと脳・健康科学 I 分野科目群	神経科学概論	2	
			ニューロテック特論	2	
			免疫細胞生物学	2	
			遺伝子工学概論	2	
			構造生物学特論	2	
			分子細胞生理学特論	2	
			バイオイノベーション特論	2	
			神経内分泌学	2	
		ひと脳・健康科学 II 分野科目群	先端脳病態学	2	
			老化と不老不死	2	
			進化生物学特論 I	2	
			進化生物学特論 II	2	
			進化生物学特論 IV	2	
			生物形態機能論	2	
			進化形態学	2	
プログラム専門科目群	物質創成・基礎科学プログラム専門科目群		物質創成・基礎科学演習 I-C(物質宇宙基礎科学)	1	
			物質創成・基礎科学演習 II-C(物質宇宙基礎科学)	1	
			物質創成・基礎科学演習 III-C(物質宇宙基礎科学)	1	
			物質創成・基礎科学演習 IV-C(物質宇宙基礎科学)	1	
			物質創成・基礎科学演習 I-C(数理科学)	1	
			物質創成・基礎科学演習 II-C(数理科学)	1	
			物質創成・基礎科学演習 III-C(数理科学)	1	
			物質創成・基礎科学演習 IV-C(数理科学)	1	
			物質創成・基礎科学演習 I-C(基礎化学)	1	
			物質創成・基礎科学演習	1	

	Ⅱ-C(基礎化学)		
	物質創成・基礎科学演習 Ⅲ-C(基礎化学)	1	
	物質創成・基礎科学演習 Ⅳ-C(基礎化学)	1	
	物質創成・基礎科学演習 Ⅰ-C(物質材料科学)	1	
	物質創成・基礎科学演習 Ⅱ-C(物質材料科学)	1	
	物質創成・基礎科学演習 Ⅲ-C(物質材料科学)	1	
	物質創成・基礎科学演習 Ⅳ-C(物質材料科学)	1	
	物質創成・基礎科学演習 Ⅰ-C(素材創成化学)	1	
	物質創成・基礎科学演習 Ⅱ-C(素材創成化学)	1	
	物質創成・基礎科学演習 Ⅲ-C(素材創成化学)	1	
	物質創成・基礎科学演習 Ⅳ-C(素材創成化学)	1	
	研究発表演習(中間発表)	1	
	研究発表演習(学外発表)	1	
	先端科学技術総論(物質宇 宙基礎科学)Ⅰ	1	
	先端科学技術総論(物質宇 宙基礎科学)Ⅱ	1	
	Physics TodayⅠ	1	
	Physics TodayⅡ	1	
	物質科学の最前線	1	
	代数学の最前線	1	
	幾何学の最前線	1	
	解析学の最前線	1	
	応用数学の最前線	1	
	Mathematical Sciences T oday	1	
	先端科学技術総論(化学) Ⅰ	1	
	先端科学技術総論(化学) Ⅱ	1	
	Chemistry TodayⅠ	1	

		Chemistry Today II	1	
		物質材料科学文献詳読 I	1	
		物質材料科学文献詳読 II	1	
	システム創成科学プログラム専門科目群	システム創成科学演習 I-D(先進機械システム)	1	
		システム創成科学演習 II-D(先進機械システム)	1	
		システム創成科学演習 III-D(先進機械システム)	1	
		システム創成科学演習 IV-D(先進機械システム)	1	
		システム創成科学演習 I-D(電子情報通信システム)	1	
		システム創成科学演習 II-D(電子情報通信システム)	1	
		システム創成科学演習 III-D(電子情報通信システム)	1	
		システム創成科学演習 IV-D(電子情報通信システム)	1	
		システム創成科学演習 I-D(人間情報システム)	1	
		システム創成科学演習 II-D(人間情報システム)	1	
		システム創成科学演習 III-D(人間情報システム)	1	
		システム創成科学演習 IV-D(人間情報システム)	1	
		研究発表演習(中間発表)	1	
		研究発表演習(学外発表)	1	
		技術英語・プレゼンテーション	2	
		アドバンステクノロジー	2	
	生命環境・食料科学プログラム専門科目群	生命環境・食料科学演習 I-E(基礎生命科学)	1	
		生命環境・食料科学演習 II-E(基礎生命科学)	1	
		生命環境・食料科学演習 III-E(基礎生命科学)	1	
		生命環境・食料科学演習 IV-E(基礎生命科学)	1	

	生命環境・食料科学演習 Ⅰ-E(応用生命・食品科学)	1	
	生命環境・食料科学演習 Ⅱ-E(応用生命・食品科学)	1	
	生命環境・食料科学演習 Ⅲ-E(応用生命・食品科学)	1	
	生命環境・食料科学演習 Ⅳ-E(応用生命・食品科学)	1	
	生命環境・食料科学演習 Ⅰ-E(生物資源科学)	1	
	生命環境・食料科学演習 Ⅱ-E(生物資源科学)	1	
	生命環境・食料科学演習 Ⅲ-E(生物資源科学)	1	
	生命環境・食料科学演習 Ⅳ-E(生物資源科学)	1	
	生命環境・食料科学演習 Ⅰ-E(流域環境学)	1	
	生命環境・食料科学演習 Ⅱ-E(流域環境学)	1	
	生命環境・食料科学演習 Ⅲ-E(流域環境学)	1	
	生命環境・食料科学演習 Ⅳ-E(流域環境学)	1	
	生命環境・食料科学演習 Ⅰ-E(都市・環境デザイン)	1	
	生命環境・食料科学演習 Ⅱ-E(都市・環境デザイン)	1	
	生命環境・食料科学演習 Ⅲ-E(都市・環境デザイン)	1	
	生命環境・食料科学演習 Ⅳ-E(都市・環境デザイン)	1	
	生命環境・食料科学演習 Ⅰ-E(地質学)	1	

	生命環境・食料科学演習 Ⅱ-E(地質学)	1	
	生命環境・食料科学演習 Ⅲ-E(地質学)	1	
	生命環境・食料科学演習 Ⅳ-E(地質学)	1	
	生命環境・食料科学演習 Ⅰ-E(自然災害科学)	1	
	生命環境・食料科学演習 Ⅱ-E(自然災害科学)	1	
	生命環境・食料科学演習 Ⅲ-E(自然災害科学)	1	
	生命環境・食料科学演習 Ⅳ-E(自然災害科学)	1	
	研究発表演習(中間発表)	1	
	研究発表演習(学外発表)	1	
	基礎生命科学セミナー	1	
	応用生命・食品科学セミ ナーⅠ	1	
	応用生命・食品科学セミ ナーⅡ	1	
	応用生命・食品科学セミ ナーⅢ	1	
	応用生命・食品科学セミ ナーⅣ	1	
	生物資源科学概論Ⅰ	1	
	生物資源科学概論Ⅱ	1	
	建築倫理	2	
	建築プロジェクトマネー ジメント	2	
	建築設計製図	4	
	インターンシップ	4	
	建築インターンシップA	2	
	建築インターンシップB	4	
	建築インターンシップC	4	
	建築設計実習	4	
	Earth Science todayⅠ	1	
	Earth Science todayⅡ	1	
	自然災害環境論	1	
	突発災害特論	1	

	アニメ・映像資源科学プログラム専門科目群	知的財産論	2	
		アニメ文化解析演習	2	
		デジタル映像資源演習	2	
		地域文化資源アーカイブ演習	2	
		映像資源科学演習Ⅰ	1	
		映像資源科学演習Ⅱ	1	
		映像資源科学演習Ⅲ	1	
		映像資源科学演習Ⅳ	1	
	日本酒学プログラム専門科目群	日本酒学演習Ⅰ	1	
		日本酒学演習Ⅱ	1	
		日本酒学演習Ⅲ	1	
		日本酒学演習Ⅳ	1	
		研究発表演習(中間発表)	1	
		研究発表演習(学外発表)	1	
		日本酒学概論Ⅰ(自然科学)	1	
		日本酒学概論Ⅱ(人文社会科学)	1	
		日本酒学概論Ⅲ(医歯学・保健学)	1	
		日本酒学概論Ⅳ(総合実践学)	1	
		基礎日本酒学実習	2	
		発展日本酒学実習	1	
		日本酒学セミナー	1	
	情報社会デザイン科学プログラム専門科目群	研究発表演習(中間発表)	1	
		研究発表演習(学外発表)	1	
		価値創造プロジェクト	2	
		ソフトウェア工学概論	2	
		技術・社会システム工学総論	1	
		情報社会デザインプロジェクト	2	
		英語コミュニケーションA	2	
		英語コミュニケーションB	2	
		異分野理解	2	
		X-informatics 概論	2	
		情報社会工学概論	2	
	カーボンニュートラル融合科学プロ	カーボンニュートラル融	1	

	グラム専門科目群	合科学演習Ⅰ-J		
		カーボンニュートラル融合科学演習Ⅱ-J	1	
		カーボンニュートラル融合科学演習Ⅲ-J	1	
		カーボンニュートラル融合科学演習Ⅳ-J	1	
		研究発表演習(中間発表)	1	
		研究発表演習(学外発表)	1	
		カーボンニュートラル科学概論	2	
	フィールド科学プログラム専門科目群	フィールド科学演習Ⅰ(理)	1	
		フィールド科学演習Ⅱ(理)	1	
		フィールド科学演習Ⅲ(理)	1	
		フィールド科学演習Ⅳ(理)	1	
		フィールド科学演習Ⅰ(農)	1	
		フィールド科学演習Ⅱ(農)	1	
		フィールド科学演習Ⅲ(農)	1	
		フィールド科学演習Ⅳ(農)	1	
		研究発表演習(中間発表)	1	
		研究発表演習(学外発表)	1	
		フィールド科学特論	1	
		地球惑星科学特論	1	
		自然共生科学特論	1	
	ひと脳・健康科学プログラム専門科目群	ひと脳・健康科学実習	2	
		研究発表演習(内部)	1	
		研究発表演習(外部)	1	
		ひと脳・健康科学演習	2	
		先端ひと脳・健康科学セミナー1	1	
		先端ひと脳・健康科学セミナー2	1	
課題研究		課題研究Ⅰ-C(物質宇宙基	2	

	礎科学)		
	課題研究Ⅱ-C(物質宇宙基礎科学)	2	
	課題研究Ⅲ-C(物質宇宙基礎科学)	2	
	課題研究Ⅳ-C(物質宇宙基礎科学)	2	
	課題研究Ⅰ-C(数理科学)	2	
	課題研究Ⅱ-C(数理科学)	2	
	課題研究Ⅲ-C(数理科学)	2	
	課題研究Ⅳ-C(数理科学)	2	
	課題研究Ⅰ-C(基礎化学)	2	
	課題研究Ⅱ-C(基礎化学)	2	
	課題研究Ⅲ-C(基礎化学)	2	
	課題研究Ⅳ-C(基礎化学)	2	
	課題研究Ⅰ-C(物質材料科学)	2	
	課題研究Ⅱ-C(物質材料科学)	2	
	課題研究Ⅲ-C(物質材料科学)	2	
	課題研究Ⅳ-C(物質材料科学)	2	
	課題研究Ⅰ-C(素材創成化学)	2	
	課題研究Ⅱ-C(素材創成化学)	2	
	課題研究Ⅲ-C(素材創成化学)	2	
	課題研究Ⅳ-C(素材創成化学)	2	
	課題研究Ⅰ-D(先進機械システム)	2	
	課題研究Ⅱ-D(先進機械システム)	2	
	課題研究Ⅲ-D(先進機械システム)	2	
	課題研究Ⅳ-D(先進機械システム)	2	
	課題研究Ⅰ-D(電子情報通信システム)	2	

	課題研究Ⅱ-D(電子情報通信システム)	2	
	課題研究Ⅲ-D(電子情報通信システム)	2	
	課題研究Ⅳ-D(電子情報通信システム)	2	
	課題研究Ⅰ-D(人間情報システム)	2	
	課題研究Ⅱ-D(人間情報システム)	2	
	課題研究Ⅲ-D(人間情報システム)	2	
	課題研究Ⅳ-D(人間情報システム)	2	
	課題研究Ⅰ-E(基礎生命科学)	2	
	課題研究Ⅱ-E(基礎生命科学)	2	
	課題研究Ⅲ-E(基礎生命科学)	2	
	課題研究Ⅳ-E(基礎生命科学)	2	
	課題研究Ⅰ-E(応用生命・食品科学)	2	
	課題研究Ⅱ-E(応用生命・食品科学)	2	
	課題研究Ⅲ-E(応用生命・食品科学)	2	
	課題研究Ⅳ-E(応用生命・食品科学)	2	
	課題研究Ⅰ-E(生物資源科学)	2	
	課題研究Ⅱ-E(生物資源科学)	2	
	課題研究Ⅲ-E(生物資源科学)	2	
	課題研究Ⅳ-E(生物資源科学)	2	
	課題研究Ⅰ-E(流域環境学)	2	
	課題研究Ⅱ-E(流域環境学)	2	

	学)		
	課題研究Ⅲ-E(流域環境学)	2	
	課題研究Ⅳ-E(流域環境学)	2	
	課題研究Ⅰ-E(都市・環境デザイン)	2	
	課題研究Ⅱ-E(都市・環境デザイン)	2	
	課題研究Ⅲ-E(都市・環境デザイン)	2	
	課題研究Ⅳ-E(都市・環境デザイン)	2	
	課題研究Ⅰ-E(地質学)	2	
	課題研究Ⅱ-E(地質学)	2	
	課題研究Ⅲ-E(地質学)	2	
	課題研究Ⅳ-E(地質学)	2	
	課題研究Ⅰ-E(自然災害科学)	2	
	課題研究Ⅱ-E(自然災害科学)	2	
	課題研究Ⅲ-E(自然災害科学)	2	
	課題研究Ⅳ-E(自然災害科学)	2	
	課題研究Ⅰ-F(映像資源科学)	2	
	課題研究Ⅱ-F(映像資源科学)	2	
	課題研究Ⅲ-F(映像資源科学)	2	
	課題研究Ⅳ-F(映像資源科学)	2	
	課題研究Ⅰ-G(日本酒学・農学)	2	
	課題研究Ⅱ-G(日本酒学・農学)	2	
	課題研究Ⅲ-G(日本酒学・農学)	2	
	課題研究Ⅳ-G(日本酒学・農学)	2	

		課題研究Ⅰ-H(情報社会デザイン科学)	2	
		課題研究Ⅱ-H(情報社会デザイン科学)	2	
		課題研究Ⅲ-H(情報社会デザイン科学)	2	
		課題研究Ⅳ-H(情報社会デザイン科学)	2	
		課題研究Ⅰ-J(カーボンニュートラル融合科学)	2	
		課題研究Ⅱ-J(カーボンニュートラル融合科学)	2	
		課題研究Ⅲ-J(カーボンニュートラル融合科学)	2	
		課題研究Ⅳ-J(カーボンニュートラル融合科学)	2	
		課題研究Ⅰ-K(フィールド科学・理)	2	
		課題研究Ⅱ-K(フィールド科学・理)	2	
		課題研究Ⅲ-K(フィールド科学・理)	2	
		課題研究Ⅳ-K(フィールド科学・理)	2	
		課題研究Ⅰ-K(フィールド科学・農)	2	
		課題研究Ⅱ-K(フィールド科学・農)	2	
		課題研究Ⅲ-K(フィールド科学・農)	2	
		課題研究Ⅳ-K(フィールド科学・農)	2	
		課題研究Ⅰ-L(ひと脳・健康科学)	2	
		課題研究Ⅱ-L(ひと脳・健康科学)	2	
		課題研究Ⅲ-L(ひと脳・健康科学)	2	
		課題研究Ⅳ-L(ひと脳・健康科学)	2	
特別履修	食と農のスペシャリスト	実践型食づくりプロジェ	2	

コース科目群		クト(日本酒)		
		実践型食づくりプロジェクト(ライス)	2	
		実践型食づくりプロジェクト(バイテク)	2	
		実践型食づくりプロジェクト(いもジェンヌ)	2	
		企画実践型インターンシップ	1	
		食づくり国際インターンシップ	1	
		英語論文作成・発表演習	1	
		先端的農業技術論	1	
		地域食品産業論	2	
	グローバル農力	グローバル農力(短期)	2	
		グローバル農力国際キャリア実習(中期)	1	
		グローバル農力国際特別研究(中期)	2	
		グローバル農力国際キャリア実習(長期)	2	
		グローバル農力国際特別研究(長期)	4	
	グローバル・ドミトリー	先端的国際工学概論	1	
		先端的国際工学事情	1	
		先端的国際工学特論Ⅰ	2	
		先端的国際工学特論Ⅱ	2	
		先端的国際技術協力	1	
		実践的 PBL ファシリテーション工学演習	2	
		先端的国際テクノロジー・グループワーク・インターンシップ S	2	
		先端的国際テクノロジー・グループワーク・インターンシップ A	3	
		先端的国際テクノロジー・グループワーク・インターンシップ B	4	
		先端的国際マーケット・グループワーク・インタ	2	

		ーンシップ S		
		先端的国際マーケット・グループワーク・インターンシップ A	3	
		先端的国際マーケット・グループワーク・インターンシップ B	4	
		先端的国際リサーチ・インターンシップ	2	
		理工系グローバルドミトリー特別研究 A	1	
		理工系グローバルドミトリー特別研究 B	2	
		理工系グローバルドミトリー特別研究 C	4	
		理工系グローバルドミトリー・セミナーA	1	
		理工系グローバルドミトリー・セミナーB	2	
		理工系グローバルドミトリー発表演習・発表	1	
	グローバルフィールド科学人材育成	地球環境科学特論	1	
		地球環境フィールド科学演習	2	
		海外フィールド体験実習	2	
		フィールド産業インターンシップ	1	
		海外フィールド科学実習 A	2	
		海外フィールド科学実習 B	4	

別表第 3(第 21 条関係)

取得することができる教員の免許状の種類及び免許教科

専攻	教員の免許状の種類(免許教科)
人文社会科学専攻	中学校教諭専修免許状(国語)
	高等学校教諭専修免許状(国語)
	中学校教諭専修免許状(社会)
	高等学校教諭専修免許状(地理歴史)
	高等学校教諭専修免許状(公民)
	中学校教諭専修免許状(英語)
	高等学校教諭専修免許状(英語)

自然科学専攻	中学校教諭専修免許状(数学)
	高等学校教諭専修免許状(数学)
	中学校教諭専修免許状(理科)
	高等学校教諭専修免許状(理科)
	高等学校教諭専修免許状(工業)
	高等学校教諭専修免許状(農業)
	高等学校教諭専修免許状(情報)

○新潟大学大学院総合学術研究科教授会規程

(--年--月--日院総学第--号)

(趣旨)

第1条 この規程は、新潟大学教授会通則(平成16年規則第9号。以下「通則」という。)第9条の規定に基づき、新潟大学大学院総合学術研究科教授会(以下「教授会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 教授会は、次に掲げる者をもって組織する。

(1) 新潟大学大学院総合学術研究科(以下「研究科」という。)の主担当を命ぜられている教授

(2) 研究科の担当を命ぜられている教授

2 前項に掲げる構成員のほか、教授会が必要と認めるときは、研究科の客員教授及び特任教授を構成員に加えることができる。

(会議)

第3条 教授会は、原則として年1回開催するものとする。ただし、特に必要があるときは、臨時に開くことができる。

(審議事項)

第4条 教授会は、通則第4条第2項第10号の審議事項として、次に掲げる事項を審議するものとする。

(1) 客員教員の選考に関する事項

(2) 研究科の研究指導、研究指導補助及び授業科目担当教員の選考に関する事項

(3) 学生の研究進捗状況の中間評価に関する事項

(議長の職務を代理する者)

第5条 通則第5条第3項の規定により、議長に事故があるときにその職務を代理する者として指名する者は、副研究科長とする。

(教授会の成立要件)

第6条 教授会は、構成員(海外渡航中の者及び休職中の者を除く。以下同じ。)の過半数の出席がなければ、議事を開くことができない。

(教授会の議決)

第7条 教授会の議事は、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 前項の規定にかかわらず、通則第4条第1項第4号に規定する事項を審議する場合は、出席した構成員の3分の2以上の多数をもって議決する。

(運営委員会)

第 8 条 教授会に研究科の運営を円滑に行うため、大学院総合学術研究科運営委員会(以下「運営委員会」という。)を置く。

2 運営委員会は、教授会の構成員のうち、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 研究科長
- (2) 副研究科長
- (3) 各専攻長
- (4) 各プログラム長
- (5) 大学院総合学術研究科学務委員会委員長及び副委員長
- (6) 大学院総合学術研究科国際交流委員会委員長及び副委員長
- (7) その他委員長が必要と認めた者

3 前項に定めるもののほか、運営委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。
(学位授与審査委員会)

第 9 条 教授会に学位の授与に関することを審議するため、大学院総合学術研究科学学位授与審査委員会(以下「学位授与審査委員会」という。)を置く。

2 学位授与審査委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(研究評価委員会)

第 10 条 教授会に学生の研究進捗状況の中間評価に関することを審議するため、大学院総合学術研究科学研究評価委員会(以下「研究評価委員会」という。)を置く。

2 研究評価委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(審議の委任)

第 11 条 教授会は、通則第 4 条第 1 項及び第 2 項各号に規定する審議事項のうち、第 1 項第 1 号、第 3 号及び第 2 項第 1 号から第 10 号(第 10 号にあっては、この規程第 4 条第 1 号及び第 2 号に規定する事項に限る。)までに規定する事項の審議を、運営委員会に委任する。

2 教授会は、通則第 4 条第 1 項及び第 2 項各号に規定する審議事項のうち、第 1 項第 2 号に規定する事項の審議を、学位授与審査委員会に委任する。

3 教授会は、通則第 4 条第 1 項及び第 2 項各号に規定する審議事項のうち、第 2 項第 10 号(第 10 号にあっては、この規程第 4 条第 3 号に規定する事項に限る。)に規定する事項の審議を、研究評価委員会に委任する。

(改正)

第 12 条 この規程の改正は、構成員の 3 分の 2 以上が出席する教授会において、出席構成員の 3 分の 2 以上の賛成を得なければならない。

(議事録)

第 13 条 教授会の議事については、議事録を作成しなければならない。

(事務)

第 14 条 教授会に関する事務は，自然科学系事務部において処理する。

(雑則)

第 15 条 この規程に定めるもののほか，教授会の運営に関し必要な事項は，教授会が別に定める。

附 則

この規程は，令和 8 年 4 月 1 日から施行する。